平成20年第2回嵐山町議会定例会

議事日程(第1号)

6月3日(火)午前1

O時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告(柳議長)

日程第 4 行政報告(あいさつ並びに行政報告 岩澤町長)

(行政報告 加藤教育長)

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について (嵐山町税条例の一部改

正)

日程第 7 報告第 2号 専決処分の報告について(嵐山町国民健康保険税

条例の一

部改正)

日程第 8 報告第 3号 平成19年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算

報告につ

いて

日程第 9 報告第 4号 平成19年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告

について

日程第10 議案第32号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき

同意を求

めることについて

日程第11 議案第33号 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについ

て

日程第12 議案第34号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することにつ

いて

日程第13 議案第35号 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部

を改正す

ることについて

日程第14 議案第36号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改

正するこ

とについて

日程第15 議案第37号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例 の一部を

改正することについて

日程第16 議案第38号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の 一部を改

正することについて

日程第17 議案第39号 平成20年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)

議定につ

いて

日程第18 議案第40号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

議定について

日程第19 議案第41号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第20 議案第42号 工事請負契約の締結について

日程第21 請願の委員会付託

日程第22 埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙

○出席議員(14名)

 1番 畠 山 美 幸 議員
 2番 青 柳 賢 治 議員

 3番 金 丸 友 章 議員
 4番 長 島 邦 夫 議員

 5番 吉 場 道 雄 議員
 6番 藤 野 幹 男 議員

 7番 河 井 勝 久 議員
 8番 村 田 廣 宣 議員

 9番 川 口 浩 史 議員
 10番 清 水 正 之 議員

 11番 安 藤 欣 男 議員
 12番 松 本 美 子 議員

 13番 渋 谷 登美子 議員
 14番 柳 勝 次 議員

○欠席議員(なし)

○本会議に出席した事務局職員

 事 務 局 長
 杉 田
 豊

 書
 記
 菅 原 広 子

 書
 記
 青 木
 務

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町 長
高	橋	兼	次	副町長
安	藤		實	総務課長
金	井	Ξ	雄	政策経営課長
富	岡	文	雄	税務課長
中	嶋	秀	雄	町民課長
井	上	裕	美	健康福祉課長
田	邊	淑	宏	環 境 課 長
水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	_	夫	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
安	藤	高	=	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	_	好	教育委員会学務課長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開会の宣告

〇**柳 勝次議長** 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 14 名であります。定足数に達しております。よって、 平成 20 年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いた します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番議員 金丸友章議員

第4番議員 長島邦夫議員

第5番議員 吉場道雄議員以上、3議員を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、 委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○**安藤欣男議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして5月27日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、金井政策経営課長にご出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告4件、人事1件、条例6件、予算2件、その他2件、合計 15 件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日3日から6 月6日までの4日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日 程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。また、一般質問については、受け付け順として、5日に1番の青柳賢治議員から6番の川口浩史 議員、6日に7番の清水正之議員から9番の渋谷登美子議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日3日から6月6日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月6日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、さきの定例会において可決されました議員提出議案第3号 加工 食品及び外食産業における原料原産国表示制度を求める意見書、議員提 出議案第4号 乳幼児・児童医療費助成制度への国庫補助金と国庫負担 金の減額算定措置の廃止を求める意見書、議案第提出議案第5号 後期 高齢者医療制度の見直しを求める意見書及び議員提出議案第6号「非核 日本宣言」を求める意見書、以上4件の意見書につきましては、内閣総理 大臣をはじめ関係大臣等に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告4件、人事1件、条例6件、予算2件、その他2件の合計15件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に 配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から4月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に 配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職あて提出のありました請願1号 公共工事における賃金確保 法制定に関する意見書の提出に関する請願書及び陳情第2号 過剰な農 業取締法により植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導 の改善を求める意見書提出に関する陳情書の写しをお手元に配付しておき ましたので、ご了承願います。

最後に、本日最後の日程に埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙を挙げてあります。その選挙の候補者名簿の写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

○行政報告

○柳 勝次議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。 岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政

報告を申し上げます。

本日ここに平成 20 年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告4件、人事1件、条例6件、予算2件、その他2件の計15件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に 従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成20年2月から平成20年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

さて、近ごろミャンマーのサイクロン、中国四川大地震と人智を超えた自然災害が相次ぎ、今なお被災地では懸命な救援活動が続けられております。 尊い命を落とされました多くの方々に謹んで哀悼の意を表するものでございます。町といたしましても、被災をされた方々のお役に少しでも立ちたいとの切なる思いから、町内の公共施設に募金箱を設置をし、町民の皆様にご協力をお願いをしているところでございます。私は、このような悲惨な災害や事件がなく、皆に将来に希望を持って平和に暮らすことができるよう、安心安全なまちづくりをさらに進めてまいる所存でございます。議員の皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。 加藤教育長。

[加藤信幸教育長登壇]

○加藤信幸教育長 それでは、お手元の122条による事務に関する説明書によりまして、教育委員会関係についてご報告をさせていただきます。

31 ページをお開きください。31 ページ真ん中から下が教育委員会関係でございますが、そこに1の(1)、教育委員会開催状況とございまして、3月22日、3月25日、本教育委員会議におきまして、平成20年度の町の教育行政の重点施策についてご協議をいただきました。別添の平成20年度嵐山町教育行政の重点施策、お手元にお渡し申し上げましたので、ちょっとお目を通していただきたいと思います。20年度の教育行政の重点施策につきましては、全体目標として3つを掲げ、それを実現するために重点施策を6

本立てさせていただきました。その重点施策を生かすために小柱として何本か立てさせていただきました。

例として申し上げますと、1番目は、創意を生かし、特色ある学校づくりを目指すと、そのために下の1から6つ、これを実現しながら達成しましょうと。さらに、真ん中ほどに網かけ、これらの施策を特に重点的に取り組むということで、それぞれ幾つか挙げてございます。例えば、②のように、学校支援体制の強化、お認めいただいて指導主事2名増員した、それを活用して学校支援体制に努めましょうとか、あるいは一番最後のページ、後で細かくは見ていただきたいのですが、見方としまして、3ページをお開きください。

柱の最後、家庭、地域の教育力の向上を目指すと、そのために4つの小柱で努力しましょうと、さらにこの目標達成のために5つを重点的に取り組みましょうと。例えば、②のように学校応援団、これも予算をお認めいただきましたが、さらに拡充しましょうとか、親の学習を新たに子供と親に実施しましょうとか、5番目のように、子ども議会で子供たちから提案されたこども110番、これの設置も拡充を推進しますと、こういうことで進めさせていただきたいと思います。今後ともご指導よろしくお願いします。

以下については、報告書をお目通しいただければと思います。ありがとう ございました。

○柳 勝次議長 ご苦労さまでした。 以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○柳 勝次議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。 まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。 川口総務経済常任委員長。

[川口浩史総務経済常任委員長登壇]

〇川口浩史総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の特定 事件についての報告を行います。1ページをお開きいただきたいと思います。 記より上は割愛して、記より下から朗読して報告にかえたいと思います。 記

本委員会は、「嵐山町の消防について」と「鎌形上大ヶ谷の開発について」の2件を調査するため、4月21日、5月9日及び5月22日委員会を開会し、調査研究を行った。

(1)4月21日の委員会

当日は「嵐山町の消防について」から調査した。自主防災組織と消防の広域化が進められているので、この2点についての説明を安藤総務課長に

求めた。嵐山町の地域防災計画は、平成18年度に見直しを行った。この中で嵐山町の地震の被害想定を行ったが、平成19年度になって県から新たな地震被害想定が発表された。それによると、嵐山町は深谷断層が直下にあり、震度6.7の地震が発生した場合、建物の全壊が463棟、半壊が1,349棟、焼失数422棟、死者は冬の夕方6時の場合28人、同時間の負傷者248人、断水1万1,693人、発生1日後の避難者数4,106人、帰宅困難者数2,937人という想定になった。これだけの被害とともに電話、電気、ガス等のライフラインの不通、道路、橋梁等の損壊も発生すると見られ、そういう中で大規模火災が発生したら公的消防機関だけでは手に負えず、さらなる被害が想定される。阪神・淡路大震災の場合、だれに救助されたかというと、家族、友人が一番多く、消防などはほんの一部であった。したがって、被害を最小限にとどめるには、公的機関の公助に加え、住民相互の共助、自分たちの地域は自分たちで守るという自助の3つが地域の防災力として重要ということになる。自主防災組織は、このうち共助に当たる。

町内では七郷地区に自主防災組織づくりの会議が重ねられ、七郷防災会(仮称)を本年6月に発足予定である。志賀、平沢、菅谷、南部地域、川島については、区長会と協議しながら動きをつくっていきたいと考えている。

以上の説明の後、質疑に移った。主な質疑は次のとおりである。

問 ガスのパイプラインが敷設されたが、深谷断層の上を通っている。パイプライン

がもつのか、これを考えた自主防災組織にしていかなければいけないのではないか。

答 パイプラインの安全性については次回までに調べておく。

問 被害予測結果一覧表を見ると、嵐山町は数値が高い。どうしてか。

答 深谷断層の直下にあるからだと思う。建物全壊棟数分布図で見ると、 全壊する建

物の割合は、役場、工業団地など北部が高く、菅谷、南部地域が低くなっている。

以上のような質疑後、続いて消防の広域化の説明を求めた。

埼玉県は36の消防本部で構成されている。これを将来は1つに、当面7つにするものである。嵐山町は第3ブロックに入り、第3ブロックは和光市から東秩父村までが管轄で、面積は737平方キロメートル、人口は146万人である。現在このブロックには川越地区消防局、県南西部消防本部、入間東部地区消防本部、坂戸・鶴ケ島消防本部、西入間広域消防本部及び比企広域消防本部の6つの消防本部がある。これを平成24年度末までに再編成することになっている。

メリットとして、①、火災が発生した場合、その規模が大きければ周辺地域の消防本部に応援要請するが、当然出動には時間がかかる。これが統合されれば最初の通報から必要な規模の出動が早い段階で行える。②として、人員配備の効率化と充実ができるということである。消防本部には現場で活動する隊員のほか事務的な仕事をする職員も多数いる。これらの事務職員を消防隊員として活動が期待できる。③は、消防体制の基盤強化につながるということ。高機能の司令システムや高度な車両は予算規模が小さいと購入が困難であるが、統合されれば高いレベルの設備が可能になるなどである。さらに比企広域については、平成32年には人口がかなり減少する見通しで、高齢化も進む区域である。このような中で住民サービスの向上、消防需要に応じた消防力の強化をいかに進めていくかが課題で、消防の広域化はこれにこたえていくものになる。以上の説明の後質疑に移った。主な質疑は次のとおりである。

問 今は 119 番したとき、東松山の本部が出るが、1つになったとき、埼玉県で1カ

所になる。どんなメリットがあるのか。

答 川島町で火災が発生したとし、その火災が吉見町に近くの携帯からかけると、吉

見町のアンテナが拾うことがある。この場合、今は東松山の司令室から 川越の本部

に連絡がいき、ここから川島分署に司令が来る。嵐山町で火災が発生すると、まず

司令室から小川消防署に連絡が行き、小川消防署から嵐山分署に司令が来る。これ

が 119 番通報を受けた司令室から直接最寄りの消防分署へ司令が入ることになる。

スピーディーに活動が進む。

問 7ブロックの分け方は効率が悪いように思うが。

答 面積、人口、財政規模、さらには地理的特性、歴史、生活圏など考慮しての分け

方である。

以上のような質疑後、次回自主防災組織を既に組織化した滑川町と川島町にある県の中央防災基地を視察することにした。

次に、木村都市整備課長並びに内田管理担当副課長に出席を求め、鎌 形上大ヶ谷の開発についてを調査研究した。初めに「タイケン学園」につい て説明を求めた。タイケン学園の主たる事務所は東京成増にある。法人設 立が平成9年10月30日、タイケン学園は、保育園、スポーツ専門学校、サッカー部、軟式野球部、陸上競技部などを運営している。今回の開発に関しては、400メートルトラックを整備することである。

以上の説明後、質疑に入った。主な質疑は次のとおりである。

問感り土はどこから持ってきて、どのくらいの量になるのか。

答 どこから持ってくるのかはわからない。量は約 10 万立方メートルになる。

問 切り土の土を盛り土部分に持ってきても足らないのか。

答 一番高いところより1メートル高くする計画であるから足らない。

問土壌汚染の残土が持ち込まれたら、検査はどこでやるのか。

答 町の権限は都市計画法 32 条による同意しかないので、汚染のことは 権限外になる。

問 調整池の水質検査はどこでやるのか。

答 悪質なものは埋めないということで許可するわけで、それでも埋められたら町で

検査することになると思う。

問 県の手続はどのように進むのか。

答 現在町が同意していないのでストップしている。水利組合の同意と道路の廃止は

できたので、今後は道路は賃貸か払い下げにするのか、また町有地をどのようにす

るのか決めていくことだ。

問 工事日程について県の許可は出ていないが、わかるのか。

答 許可にならないとわからない。ただトラックだけで道具等入れる建物を つくるこ

とは考えられる。それはトラックだけであれば開発許可は要らないが、今回は開発

行為であるから何らかの建物が建つと思う。

以上のような質疑の後、次回県の東松山県土整備事務所の開発指導課 を視察し、土壌汚染等の問題をどのように対処しているのか伺うことで当日 の委員会を終了した。

(2)5月9日の委員会

当日は1日視察の日程だったため9時半開会で進めた。視察前に、前回の委員会において調査依頼を求めていた事項について説明を受けた。初めに、嵐山町の消防についてで、パイプラインの件を安藤総務課長に求めた。 埋設したガス管はポリエチレン被覆鋼管で厚さ7.9ミリ、口径400ミリで

ある。阪神・淡路並びに中越地震でガス漏れがあったが、これはネジ継ぎ手部であった。しかしポリエチレン被覆鋼管は、継ぎ手部が溶接になっているため被害はなかった。嵐山町も同じ施工である。ガスの種類は天然ガスで空気より軽い。大気を汚染するSOX(硫黄酸化物)やNOX(窒素酸化物)の発生が極めて少ないのが特徴。ガス管は1.2メートルの深さに埋設してあり、最新の技術を法にのっとり施工されているので安全性に問題はないということであった。

次に、鎌形上大ヶ谷の開発の件で、木村都市整備課長に説明を求めた。 盛り土はどこからかということであるが、全体的にはこれからなのでわか らない。ただ1万2,000 立方メートルは、隣の会社のアイコーから持ってく る。他の残土の運搬経路については、鳩山町の道路を通ってくる予定で、 鳩山町も許可を出すとのことである。グラウンドの利用状況であるが、練馬 区旭町の日本ウエルネススポーツ専門学校の軟式野球部46名が毎日月 曜から金曜まで午後利用し、サッカー部36名も毎日火曜から金曜の午後 利用、さらに陸上部24名は、週2回から3日午後の利用ということであった。 水質の事前検査については、タイケン学園に確認したところ、会社で検査するとのことであった。

以上で視察先の東松山県土整備事務所の開発指導課へ行き、説明を受けた。説明員は川村課長と駒林氏が担当した。

鎌形上大ヶ谷の件は、第2主特定工作物に当たり、当事務所が関与するのは技術的要件が適法か否かということである。技術的要件とは、道路、盛り土、切り土、擁壁等が基準に合っているかである。残土の質は許可要件に入っていないので検査はできないなどの説明があった。その後、質疑に移り、主なものは次のとおりである。

問 産廃が持ち込まれた場合は。

答 産廃は勝手に捨てるのは違反だから、その法の範囲内で対処すべきもの。

問 土壌の事前検査はできないのか。

答 県の条例があり、土壌汚染の堆積は禁止されているが、開発行為として許可する

と他法令は関与できない。

問 都市計画法 32 条同意に土壌汚染された残土の持ち込み禁止などの 項目を入れる

ことはできるのか。

答 よく調べて後で回答する。(その後、附帯事項は付記できないと回答が来た)

問 許可の取り消しはどんな場合か。

答 公益上の不利益が生じた場合であるが、今までに取り消しはないと思う。

以上のような質疑であった。

次に、滑川町役場を視察し、自主防災組織について伺った。

滑川町役場では、金井総務課長ほか4人、議会側、石川議長ほか3人 の議員が対応した。

初めに、事前に送ってあった質問事項から説明を受けた。まず、どのような経緯でつくっていこうとしたのかについて、県の要請とともに阪神・淡路大震災の後ということで、防災に対する地域住民の関心も高く、平成8年5月の区長会で組織をつくってほしい旨の説明をし、理解をいただいた。

次に、どのような単位で組織化されているのかという問いについて、自治会単位で組織化されているが、1自治会に4組織あったり、2組織ずつある自治会が2つあり、組織数は19(自治会数は14)である。また、人数は25人から30人が一番多く15組織、40人から50人が4組織ある。年齢は40代が一番多いが、県営住宅の組織は若い人が多い。女性の組織率は1割ぐらいである。苦労したことや問題が起きたことについては、大きな障害はなかったとのこと。日ごろの活動については、消防署にお願いして消火訓練や蘇生法等実施し、2年に一度町主催の地域総合防災訓練に参加している。深谷断層の対策について、現在何も講じていないとのことであった。

以上の説明の後、質疑に移った。主なものは次のとおりである。

- 問 消防団への要請は一緒か。
- 答別になっている。
- 問 南部地域の組織率はほかより悪いのか。
- 答 月輪に1つ組織されている(だけなのでほかより悪いと思う)。
- 問 防災倉庫を各地区に設置したとのことだが、大きさは同じか。
- 答 同じ大きさだったが、最近は大きくなっている。

以上のような質疑であった。

この後川島町にある中央防災基地を視察した。

危機管理部消防防災課の小山、吉永の両氏が説明を行った。埼玉県は 人口や産業が集積しており、大規模地震等が発生した際は大きな被害が予 測される。そこで、災害発生時の応急対策を迅速に行うため、被災者の救 援、救護に必要な食料や生活必需品など備蓄する防災倉庫及び救護物資 などの集配機能を備えた総合的な防災活動拠点として防災基地を県内5カ 所に整備をしている。越谷市、新座市、秩父市、熊谷市及び川島町に設置 されている。中でも川島町の中央防災基地は、県の中核をなし、大規模災 害発生時の物資の集積仕分け拠点であり、ヘリコプターや車両による人員物資の輸送拠点でもある。平成 12 年に供用開始され、敷地面積は約7万7,000 平方メートルの施設である。

このような説明の後、中を見学した。乾パン、アルファ米などの主食が32万食、毛布3,500枚、簡易トイレ600個などが備蓄され、さらにろ水機、これは池や川の水をろ過して飲めるようにする機械です。ろ水機や発電機、医療セットなど、生活に欠かせないものはすべてそろっていた。それでも大規模災害が発生した場合はこの数では足らないので、そういうときは周辺からの援助があるから大丈夫ですとのことであった。

以上のような内容であった。なお、「鎌形上大ヶ谷の件」は、5月 22 日に もう一回会議を開くことを確認し、当日の日程を終えた。

(3)5月22日の委員会

当日の委員会は、木村都市整備課長、内田都市整備課管理担当副課 長、田邊環境課長、金井政策経営課長に出席を求め、進行した。初めに 「埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例」について、田邊環境課 長より説明を求めた。

許可基準は、1、①、土砂の高さ、のり面の勾配 ②、排水施設、擁壁等 ③、地形等に応じ配慮すべき事項等 2、許可申請者の資力、信用。3、計画の実施などの妨げとなる権利を有するものの同意となっており、これらが そろっていれば許可となる。なお、鎌形の件は、この条例には該当しないとのことであった。

以上の説明の後、質疑に移り、主なものは次のとおりである。

問 町有地を売買、または賃貸するとき、協定書に土壌汚染の検査をすることと、下

流域における水質検査を義務づける事項を入れることはできるのか。

答 下流域までの検査は検討していないが、土壌の検査を行わせる事項 は入れられる

と思う。また目的外使用した場合は、「返還する」という事項を通常入れている。

- 問 検査費用は相手側が持つように入れられるのか。
- 答 そこまではわからない。
- 問 土壌汚染された残土を持ち込ませないように規制する条例はあるのか。
- 答 県内から出てくる土については届け出だけで済み、検査はされない (からないと

思う)

問 売買について議会にかかるのか。

答 5,000 平方メートル以上の土地は議決対象である。この件の土地は 5,884 平方メートルあるから議決対象だが、今後道路をつくる予定があり、 その道路部分を差し引くと 5,000 平方メートルを切る可能性がある。 そうなると議決対象とはならない。

以上のような質疑後、協定書の中に「事前検査の履行など」の事項を入れるよう議会の決議を上げていくことを全員で確認した。

以上報告し、2件の特定事件を引き続き調査したいので、中間報告とします。

〇**柳 勝次議長** ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第10番議員、清水正之議員。

○10 **番**(清水正之議員) 鎌形の開発行為の関係なのですけれども、委員会として3月議会で道路の認定廃止を決定したと思うのです。その中で特定事件として鎌形の開発ということで特定事件に挙げて、今の報告ですと、非常に問題が多いなという、あるのではないかという感じを受けるのですけれども、この委員会として一番最後に決議を上げるということも載っているのですけれども、この委員会として何を決めていこうというふうに考えているのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〇川口浩史総務経済常任委員長 1番は、開発行為に対してはグラウンドをつくるということでありますから、それ自体は結構なことだというふうに思っています。ただ、汚染された残土が持ち込まれたら、これは大変なことになるということで、その部分の規制がいかにできるか、これを今研究しているところで、そういう点で会社は信頼できるのかということまで調査をしたかったのですが、したかったといいますか、実際は私たちの手ではちょっとどうにもならないようなことなので、法的なところがどこまで可能なのかということで、今は調査しているところなのです。ですので、当初は、この残土の問題について、どこまで規制ができるのか、規制をしていきたいということで取り組み始めたわけです。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 法的な問題というのはいろいろあると思うのです。 1つは開発許可の問題、それから、県の残土条例の問題、それから、埋め 立てに対する規制もあるかなと思うのですけれども、そういったものが一つ の町の委員会として規制がかけられるというふうに考えているのでしょうか。 〇柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

- ○川口浩史総務経済常任委員長 今おっしゃった、要はいかにして今の法律を駆使して規制ができるかということで研究を始めたわけで、新たな法律ができるかということでしたか。それはなかなか難しいということになろうかなと思うのですけれども。ただ町の条例がどこまでできるかということも今後の課題としては上ってくるかなと、委員会としてどこまで提言ができるか、このような条例が欲しいとか、提言ができるか、それはこれからの課題として当然上ってくる問題だというふうに思うのですが、現状では今の法律を駆使して規制がどこまでできるかということで研究しているところなのですが。○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 開発許可については、県の、ここだと東松山の都市整備課が許可権限を持っていますよね。残土条例にしても、これだけの面積ですと県の許可になるのだと思うのです。許可権者が県である中で、嵐山町の中の条例を制定しても、それは効力としては発生しないというふうに思うのですが、その辺の調査研究というのはされているのでしょうか。 ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

○川口浩史総務経済常任委員長 今回のは都市計画法に基づく開発行為で、県にある環境条例や、嵐山町の環境条例、残土条例などはもちろん、県の環境条例、残土条例も含めて、一切手も足も出せないと、環境問題では出せないということであるわけなのです。ですから、それはもちろんわかっています。わかっていて、いかに規制をしていくか、規制ができるか、非常にもどかしいのです、実際に。そうして幾つもの条例ができませんからね。ですから、その辺は今後のそういう開発行為に関しても、私は今どき開発とはいっても環境を考えない開発なんてあり得るのかという疑問は生じていますので、こういう開発行為に関しても何かの規制ができるように求めてはいきたいと、国なり県なりに。求めていきたいという気持ちは持っています。そういうことで、ほかの議員さんも同じだと思うのですけれども、何らかのそういうことでの規制、対策というものをやっていきたいということで、現状での許可は県にあり、そこで対応する、何か規制することができるのかということでは、これは難しいなということでの認識はあります。答えになっていますか。○柳 勝次議長 ほかには。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 2点ばかりお伺いいたしますが、2ページの文言、

字句が違うのか、ちょっと理解ができかねるのですが、2行目の答えのところで、深谷断層の直下にあるからだと思うという、深谷断層の直下にあるのか、深谷断層が直下にあるるのか、これのとらえ方はどうなのでしょうか。それをお伺いいたします。普通だったら、断層が直下にあるというのが妥当かなと思っていますが、こういう表現になった理由がありましたら、お伺いしたいと思います。

それから、上大ヶ谷のことにつきましては、大変大きな問題ではありますが、決議をするというようなこともちょっと、この報告でも出ておりますので、内容的には決議文につきましての協議をしているのではないかなというふうに思っているのですが、1点お伺いしたいのは、この3ページの中ほどに、答で、現在町が同意していないのでストップしていると、水利組合の同意と道路の廃止はできたので、今後は道路を賃貸か払い下げでするのか、また町有地などと書いてありますが、この道路については廃止ができたという部分については、さきの議会での認定廃止の部分なのでしょうかね。1点は、水利組合の同意というふうに書いてありますが、水利組合というのはどこの水利組合だったのか、その辺が確認できているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、同時に今後の道路を賃貸か払い下げにするのかという、ここのところがちょっとわかりにくいのですけれども、今後の道路の賃貸か払い下げという部分、なおかつ後で出てきますが、山の土地の面積が 5,884 平米あると、道路部分を差し引くと 5,000 平米ということなのですが、こことの兼ね合いが出てくるのかどうか、現在道路が、その辺ちょっとお伺いします。 3点。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

川口総務経済常任委員長。

〇川口浩史総務経済常任委員長 まず、2ページの深谷断層の件ですが、 これご指摘のとおり、「の」ではありません。「が」であります。私のほうで間 違えてしまいました。

それから、町有地の 5,884 平米の中には道路部分は入っていないということであります。よろしいでしょうか。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○**柳 勝次議長** ないようでございますので、お引き取り願います。 ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。 松本文教厚生常任委員長。 ○松本美子文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会より閉会中の特定事件でございます町民の健康づくりについて調査いたしました。朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長 柳 勝 次 様 文教厚生常任委員長 松 本 美 子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。 記

本委員会は、閉会中の特定事件である「町民の健康づくりについて」を 調査するため、4月23日、5月14日委員会を開会し、調査研究を行った。

(1)4月23日の委員会

当日は、井上健康福祉課長、大塚健康管理担当副課長に出席を求め、 町民の健康づくりについて、以下の説明があった。

まず、健康診査・健診

- 1. 基本健康診査の平成 19 年度状況は、町内の 30 歳以上の人で7医療機関が個別に実施、自己負担は 2,000 円と心電図、それから眼底検査は 300 円、200 円が個別負担となります。70 歳以上及び生活保護受給者は無料で、毎年6月から8月に実施をし、対象者数は 30 歳~39 歳は 1,051 人、40 歳以上は 4,016 人で、合計 5,067 人です。受診者数は 30 歳~39 歳が 34 人、40 歳以上 1,092 人、合計 1,126 人が受診した状況です。
- 20 年度は老人保健法が改正となり、市町村実施の基本健康診査の廃止で、特定健康診査が行われます。
 - 2. 肝炎ウイルス検査

対象は 40 歳で、平成 14 年~18 年までに受診しなかったC型、B型肝炎の5年に一度の検診で、平成 20 年度も実施。

3. 住民検診

肺がん、結核、胃がん、大腸がんで、対象者は 30 歳以上、受診者数は、 肺がん 344 人、胃がん 280 人、大腸がん 349 人、結核 344 人ですが、職 場検診が優先されるため受診者数は毎年同じようです。

4. 婦人科検診

乳がん、子宮がん検診で、集団検診と個別子宮がん検診、個別乳がん 検診があり、集団検診の子宮がんは 20 歳以上、乳がんは 30 歳以上を対 象に視触診、マンモグラフィーと視触診、エコーです。

5. 個別子宮がん検診

町内2医療機関、町外9医療機関で子宮頸部、子宮頸・体部に分かれて 個別実施です。

6. 個別乳がん検診

視触診、マンモグラフィーとエコー検診を7月~11月に実施。

- 7. 前立腺がん検診
- 50 歳以上の男性を対象に基本検診と同時に行い、対象者数 319 人、 受診者数 222 人、精密検査者数 12 人です。
 - 8. 骨密度検診
- 20 歳以上の女性が対象で受診者数 273 人です。要指導、要精検は 50 歳代から 60 歳代が多く骨密度が落ち、骨粗しょう症になりやすい。
 - 1~8については、平成20年度も引き続き実施です。
- 9. 人間ドック 10. 併用ドックは町民課で国民健康保険で 35 歳以上の 被保険者が対象です。
 - 11. 各検診総合検査

受診率 30%を5年後の 2024 年に 65%の義務づけとなり、動機づけ支援、積極的支援を行い、特定保健指導を 45%に上げ、メタボリック予備軍の減少率が 10%と求められ、達成できない場合はペナルティーが後期高齢者医療制度に対する支援金がプラスマイナス 10%ふえます。

健康相談

基本健康診査、人間ドック受診後の要指導、要医療者 753 人に通知を 発送し、保健師が生活相談、栄養士が栄養相談、運動指導士が運動相談 を実施、参加者は 86 名です。

平成 20 年度は特定検診後の特定保健指導になり、高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満、そのうちの3つが該当すればメタボリックシンドロームで原位の検査も必要となります。

健康教育

1. ヘルスアップクッキング講座

保健推進員により、全地区町民を対象にお弁当箱ダイエット法を実施。

2. 血液サラサラ教室

検診結果後、要指導、要医療者を対象に、食習慣のチェックと栄養指導 を行い、ストレッチ体操、リズム体操、エアロビクス体操、筋力体操を実施。

機能訓練

対象者は 40 歳以上で、身体的、精神的、環境的問題があり、療養上の健康指導が必要で、理学療法士、保健師が実施です。

その他の成人保健事業

対象者は、在宅の寝たきり者で、歯科医師、歯科衛生士、保健師が訪問

をして、歯の状態や入れ歯の調整を行い、実人数は2人であります。平成 20 年度より除きます。

検診に係る制度の変更

市町村が行う基本健康診査は、今後医療保険者が行う「特定健康診査並びに健康診査」と介護保険者が行う「生活機能評価」が引き継ぐ、平成20年度生活機能評価は65歳以上の人、特定健康診査は40歳以上~74歳の人、75歳以上の人は努力義務となります。また65歳以上の人で元気度チェックリスト表を送り25項目のチェックをして、役場へ返送をお願いをし、特定高齢者の候補者の抽出後5月に受診券を送る。対象者に平成20年度から生活機能評価と65歳以上の要支援、要介護状態となるおそれのある特定高齢者、運動、口腔機能低下、閉じこもり、認知症、うつの対象者に指導の実施をする。一般高齢者事業はシニアいきいき講座を、やすらぎ、なごみに分けて、やすらぎはトレーニングルームを利用し、ボール、口腔、チューブ体操、体力測定、ラダー運動を中心に行い、なごみは栄養と口腔を中心に事業を行う。

めざせ 100 歳元気!元気!事業は、60 歳以上が対象で、平成 17 年から始めて、実施地区は平成 17 年度は菅谷2区、吉田2区、平成 18 年が杉山地区、鎌形地区、平成 19 年が川島1区、広野2区であり、事業終了後は自主グループ活動へと移行しており、平成 20 年度も4地区を実施予定です。

以上のような説明があり、主な質疑は次のとおりであります。

問 保険制度はどう変わっていくか。

答 平成 20 年度から老人保健法は廃止となり、保険者に義務づけの特 定検診であり特

定保健指導と変わります。5年間の計画で特定検診 65%、特定保健指導 45%まで上

げ、メタボリック該当者、予備軍の減少で事業実績が上がらないときはペナルティ

一もある。

問 地域包括支援センターの体制と一般保健指導体制は。

答 地域包括支援センターは、平成 18 年設置、主任ケアマネジャー、保健師、一般職

の3人でしたが、平成 19 年社会福祉士1名採用により、他の市町村より 充実をして

おり、一般保健体制は保健師4人、栄養士1人です。

問 健康づくりと介護予防は一緒に考えていくのは無理があるか。

答 介護予防と健康保健事業は保健管理グループが各種検診や保健事

業をすべての町

民が対象で実施、地域包括支援センターは 65 歳以上の介護予防が中心で連携をとっ

ている。

問 なごみ、やすらぎの参加者が少ないようですが。

答 元気はつらつ事業、シニアいきいき講座がありますが、人数的には少ないが、要

支援介護状態のおそれの高い特定高齢者は、元気で丈夫だと思っていて理解がされ

ない。

問 基本健康診査の受診者を 30 歳~39 歳と、40 歳以上に分けてあるのは。

答 40歳以上が老人保健法に基づく対象者、町単独で10歳下げての検診です。

質疑の後、次回の協議を行い、委員会を終了する。

(2)5月14日の委員会

当日は、中嶋町民課長、矢嶋保険・年金担当副課長に出席を求め、町 民の健康づくり(特定健康診査・特定保健指導)について、以下の説明があった。

1. 導入の目的と経緯

医療制度改革の軸として、特定健康診査・保健指導が入った。超がつく というような高齢化社会の進展、経済成長への以降、国民生活の意識変化 の背景として、今後いかに国民皆保険を堅持して、なおかつ医療保険制度 を将来にわたって安定的で持続可能なものにして、医療の質の確保を図り ながら制度全般にわたる見直しが必要であるという認識のもとに行われた。 具体的にいろいろな制度の導入とともに法律が改正され、平成 18 年6月 21 日に健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、この中で特に大 きなものが老人保健法の改正で、特定検診等の導入があり、今話題になっ ているのが後期高齢者制度の設立。こういった老人保健法が改正されて、 高確法が平成20年4月1日に施行され、スタートした。今までの基本健康 診査にかわるものとして特定検診ができました。健康診査につきましては、 メタボリックシンドロームの発症率が高い対象者を選定し、医療につながる 前の段階でさまざまな指導を行い、重症化になる前に予防措置をしていく点 に着目しているところが大きな変更点です。メタボリックシンドロームは必ず 内臓脂肪の蓄積による肥満があることが前提であり、これが最初のメタボリ ックシンドロームの判定の第1段階です。それに血圧・血中脂質・血糖等の

異常が加わった状態がメタボリックシンドロームの定義になっています。平 17年一般診療医療費の概要ですが、一般診療医療費総額が25兆円、この中で全生活習慣病33%がメタボリックシンドロームにかかわる医療費です。その中にはがんも含まれた内容です。それ以外に虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病(合併症を含む)こういったものが要因となったものが医療全体の中で高額を占めている。この辺の部分についていかに予防するのが医療費全体を下げる要因になっていることに着目して、特定健診が始まった。

2. 特定健康診査の実施

実施の根拠は高確法に定められており、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。75歳以上は後期高齢者の対象になっていますので、40歳~74歳が対象者となります。特定健康診査では、厚生労働大臣は特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針を定めるものとするとあり、この指針は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準が交付され、特定健康診査の検診項目や特定健診の指導の対象者、保健指導の実施方法が具体的に定められており、実施計画の策定、保険者である町は、特定健康診査等基本指針に即して5年ごとに特定健康診査等の実施に関する計画を定める。平成20年度は6月~8月の3カ月間を実施期間とし、その後結果に基づいた保健指導を行うスケジュールになっています。

3. 特定保健指導の実施

実施根拠は、高確法で特定健康診査等実施計画に基づき、実施義務者は保険者である。実施内容は3パターンあり、情報提供、動機づけ支援、積極的支援に分かれています。

以上、説明後質疑に入る。

問 特定健康診査率を 24 年には 65%、特定保健指導受診者を 45%と、 高い目標ですが、

どのように進めていくのか。

答 受診率には達成目標が定めており、これを下回ることはできない。受 診率の低い

40 代の年齢層の方にいかに受けていただくのが一番の課題で、広報等のPR、医療

機関へのポスター掲示、商工会等を通じて商店の加入者に働きかける などを考えて

いきたい。

問 ペナルティーですが、支援金が国は4兆 5,000 億円といっています。

嵐山町では

試算したことがあるのか。

答 支援金は2億 2,000 万円予算がとってあります。1割の 2,000 万円 ぐらいがペナル

ティーになります。それは最高のペナルティーです。

問 特定健康診査は、各保健機関が個別に行うのですか。

答 実施義務者は各保険者です。町は国民健康保険の保険者ですから、 対象者はその

加入者です。保険者に対して義務づけられたものです。

問 6月~8月に健康診査を受けますが、時間は午前中のみか。

答 医療機関によってまちまちです。検査に空腹時血糖があり、10時間以上置くとい

うことで午前中が望ましい。

問 受診期間を短縮できないのか。

答 短く期間を絞ると、仕事の都合等で受診できない人もいるので、受診 率を上げる

には期間に幅を持たせた3カ月が妥当と考える。

質疑を終了した後、引き続き調査研究することを決め、当日の委員会を閉会した。

以上報告し、今後も引き続き調査したいので、中間報告といたします。以上です。

○**柳 勝次議長** ただいまの委員長報告につきまして何かお尋ねしたいこと はありませんか。

第9番、川口浩史議員。

- ○9番(川口浩史議員) 8ページの 11 番の健康相談の上の後期高齢者医療制度に対する支援金がプラスマイナス 10%ふえるという、これ受診率が悪い場合にペナルティーがあって、そのペナルティーの率を言っているのだと思うのですけれども、プラス 10%ふえると、ちょっと意味が理解できないのですけれども、国の基準どおりにやれば支援金の負担というのはないと思うのですけれども、ですから、マイナスかプラスかわからないのですけれども、ないと思うのですけれども、それがあるのはどうしてなのか、ちょっと理解ができないのでお答えいただきたいのです。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

松本文教厚生常任委員長。

○松本美子厚生常任委員長 2024 年で 65%の義務づけ、あるいは保健 指導の関係、これに今川口議員さんがおっしゃったとおり、達成できない場 合には 10%ペナルティーがかかってくるということです。そうしますと、……それでは、課長さんのほうからちょっとお伺いしましたけれども、この達成率に上限の少なかったときは 10%、多くなったときも 10%、その下がるということだそうでございます。目標の達成率について。基準がありますよね。国の基準等がありまして、ただいま申し上げたとおり、基準がありまして、その基準に達成したときは 10%です。達成できなかったときは 10%のペナルティー、それの上限の差があるということ……すみません。時間をとらせました。拠出金の関係ですけれども、達成できたときとできなかったときに 10%ずつということがありまして、達成できたときは 10%の、ある面では拠出する金額が少なくて済むと、達成できなかったときは 10%の拠出金をしなくてはならないということです。

○柳 勝次議長 ほかには。

[「なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時29分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○報告第1号の上程、説明、質疑

〇柳 勝次議長 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についての件を 議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 報告1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。 報告第1号は専決処分の報告についての件でございます。地方税法等 の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第180条第1項の規定 により、嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

冨岡税務課長。

[冨岡文雄税務課長登壇]

○**冨岡文雄税務課長** それでは、報告第1号の細部について説明させていただきます。

改正の条文ですと、私もちょっとわかりにくいので、参考資料を添付させていただきましたので、報告第1号の後ろから5枚が参考資料になっております。報告第1号の参考資料ということで、これに基づいて説明をさせていただきます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、嵐山町税条例の一部を改正する条例を平成20年4月30日に専決処分し、公布したものであります。今回の改正は、個人住民税における寄附金税制の見直し及び公的年金からの特別徴収制度の導入並びに省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設等所要の措置を講ずるものであります。

まず、第 19 条、それから第 23 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条の2の 改正につきましては、それぞれ条文を整備するものであります。

次に、第34条の7、寄附金税額控除の改正でございます。個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充と地方公共団体に対する寄附金税制の見直しをするものであります。この中にはいわゆるふるさと納税も含まれております。第1項は、地方公共団体への寄附金税制の見直しをするものであります。①として、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は町民税6%とするものであります。ちなみに県民税は4%です。②として、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の現行25%を30%に引き上げるものであります。③として、寄附金控除の最低下限額、現行10万円を5,000円に引き下げるものであります。以下は、改正前と改正後の対照表ですが、まず、対象寄附金ですけれども、現行の対象寄附金に都道府県、または市町村が条例により指定した寄附金を追加するものであります。

次のページをお願いいたします。以下の控除方式以下につきましては、 ただいま①から③と内容が重複しますので省略させていただきます。

次に、第2項ですが、第2項は、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しをするものであります。いわゆるふるさと納税であります。都道府県または市町村に対する寄附金については、第1項の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に90%から寄附を行ったものに適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の3を町民税から控除するものです。ちなみに県民税は5分の2です。

ただ、この場合、個人住民税の所得割の額の 100 分の 10、つまり1割に相当する金額を限度とするものであります。

下のふるさと納税の概要という表ですが、真ん中の大きいところの控除税率というところでちょっと説明をさせていただきますけれども、地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除ということで、税額控除の計算方法ですけれども、①と②の合計額を税額で控除するというものでございます。①が地方公共団体に対する寄附金から5,000円を差し引きまして、それに10%を掛けた金額です。それから、②が地方公共団体に対する寄附金から5,000円を差し引いた金額に90%からマイナスゼロから40%、この差し引くゼロから40%は、寄附者に適用される所得税の限界税率でございます。所得に応じて5%、10%、20%、23%、33%、40%ということになっておりますので、所得に応じてこの限界税率を引くわけであります。そして、②の額については、先ほど申しましたけれども、個人住民税の所得割の額の1割が限度ということでございます。この①と②を足した金額が控除されるものでございます。

それから、次のページにまいりまして、第 34 条の8と第 34 条の9は、それぞれ一つずつ繰り下げ、条文を整備するものであります。

次に、第36条の2、町民税の申告の改正でございますけれども、第1項及び第4項は、寄附金税制の見直しに伴い、条文を整備するものであります。第6項は、公的年金等に係る源泉徴収票を新たに加え、条文を整備するものであります。

次に、第38条と第41条は、平成21年度から個人住民税における公的 年金からの特別徴収制度の導入に伴い、条文を整備するものであります。

次に、第 44 条と第 45 条は、見出しの改正と条文の整備を行うものです。 第 46 条につきましては、見出しの改正を行うものであります。

次に、第 46 条の2と第 47 条は、見出しの改正と条文の整備を行うもの であります。

次に、第47条の2、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の改正でございます。平成21年度から個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されるものです。まず第1項は、①として、特別徴収の対象者は、前年中に公的年金等の支払いを受けたもので、当該年度の初日において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の個人住民税の納税義務者とするものでございます。

次のページをお願いいたします。②として、特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とするものです。③とし

て、特別徴収対象年金は、老齢等年金給付とするものです。④として、特別 徴収の対象となった年金所得者については、10月から翌年の3月までの間 の老齢等年金給付の支払い、10月、12月、2月の際に、それぞれ公的年 金等に係る個人住民税から既に徴収した額を控除した額の3分の1に相当 する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものでありま す。

ただし、以下のものは特別徴収の対象から除外します。①として、当該年度の初日の属する月の1月1日以降引き続き嵐山町内に住所を有するものでないもの。ちょっとわかりにくいのですけれども、1月1日現在嵐山町に住所のないものというふうに解釈していただきたいと思います。②として、老齢等年金給付の年額が18万円未満であるもの、災害その他の特別の事情があることにより特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの。③として、老齢等年金給付の支払いを受けないこととなると認められるもの。

第2項は、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得割も特別徴収できるとするものです。

第3項は、新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の4月から9月までの間に公的年金等に係る個人住民税の2分の1に相当する額を普通徴収の方法により徴収するものであります。

次に、特別徴収の対象税額と徴収方法ということで、まず上の表ですけれども、これが4月、6月、8月においては前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額を仮徴収するものです。それから、右側の10月、12月、2月においては、免税額から、左側の仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収するものであります。

それから、特別徴収を開始する年度における徴収ということで、次の表ですけれども、まず左側、6月と8月に免税額の4分の1ずつを普通徴収をするものです。それから、右側の特別徴収につきましては、年度後半において免税額から普通徴収した額を控除して、控除した額を10月、12月、2月における老齢基礎年金等の支払いごとに特別徴収により徴収するというものでございます。

次のページをお願いいたします。今回条例の改正が多いもので、時間が長引きそうなのでございますけれども、ご了承いただきたいと思います。次が第47条の3の特別徴収義務者の改正です。特別徴収義務者を老齢等年金給付の支払いをするもの、(社会保険庁等)とするものです。

次に、第47条の4、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務の改

正でございます。第1項は、特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする際に徴収した税額を、その徴収した月の翌月の 10 日までに町に納入するものです。第2項は、10 月から翌年の3月までの間における支払回数割特別徴収税額は、特別徴収対象給付の支払い回数で除して得た額としたものです。

次に、第47条の5、年金所得に係る仮徴収税額等の改正。第1項は、 上半期の年金支給月、4月、6月、8月ごとに前年度の下半期の特別徴収 税額の3分の1を仮徴収するものです。第2項及び第3項は、読みかえ規定 であります。

第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れの改正。第1項は、年金所得者が年金給付の支払いを受けないこととなった場合等には、普通徴収の方法によって徴収するものです。第2項は、年金所得者から納入された特別徴収税額または仮特別徴収税額が特別徴収税額、または仮特別徴収税額より徴収すべき額を超える場合は、未納に係る徴収金があるときはこれに充当できるものであります。

第 48 条、法人町民税の申告納付の改正でございます。見出し、第1項及び第4項の「法人等」を「法人」に改めるものです。

第 50 条、法人町民税に係る不足税額の納付の手続の改正でございます。見出し及び条の「法人等」を「法人」に改めるものであります。

第 51 条、町民税の減免の改正。これは公益法人制度を制度改革に伴い条文を整備するものであります。

第 54 条、固定資産税の納税義務者等の改正。独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、独立行政法人森林総合研究が業務を承継することにより、 条文を整備するものであります。

第6項及び第7項は、条文を整備するものであります。

第 56 条の改正。公益法人制度改革に伴い、条文を整備するものであります。

次のページをお願いします。第 131 条、特別土地保有税の納税義務者等の改正であります。独立行政法人緑資源機構の解散に伴い、独立行政法人森林総合研究が業務を承継することにより条文を整備するものであります。

次に、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例の改正 でございます。法人町民税の所得割については、法人税と同様の取り扱い をするというものであります。

次に、附則第5条、附則第6条、附則第7条につきましては、それぞれ条 文を整備するものであります。 附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。第2項は条文を整備するものであります。第3項は、住宅借入金等特別税額控除の申告については3月15日までに申告書を提出することになっていますが、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、町長がやむを得ない理由があったと認めるときは税額控除を適用するものであります。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特別控除額の特例の改正でございます。都道府県または市町村に対する寄附金については、税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に90%から寄附を行ったものに適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額(個人住民税の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする)の5分の3を町民税、(ちなみに県民税は5分の2)から税額控除するもので、第1号から第5号は、90%から所得税の限界税率を控除した率を示したものです。先ほどの改正条例34条の7に関する附則の改正でございます。

第1号は、山林所得に対する率を示したものです。

第2号は、退職所得に対する率を示したものです。

第3号は、土地の譲渡等に係る事業所得に対する率を示したものです。

第4号は、短期譲渡所得に対する率を示したものです。

第5号は、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等に対する率を示したものです。改正条例にそれぞれ率が掲載されております。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正でございます。肉用牛の売却による農業所得の個人住民税を課税の特例について、適用期限を3年延長し、免除対象牛の売却頭数が年間2,000 頭を超える場合には、その超える部分の所得については免除対象から除外するもので、第1項から第3項までの条文を整備するものであります。

次のページいきまして、附則第 10 条の2、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようするものがすべき申告の改正でございます。

第1項、第2項、第3項につきましては、それぞれ減額措置の適用期限を 2年延長し、条文を整備するものであります。

第4項は、防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する 一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産 の取得期限を2年延長し、条文を整備するものであります。

第5項と第6項は、それぞれ条文を整備するものであります。

第7項は、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額 措置の創設で、平成20年1月1日に存していた住宅で、人の居住の用に供 する部分において、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に 一定の省エネ改修工事を行ったものについて、賃貸住宅は除くわけですけ れども、改修工事終了後、3カ月以内に町に申告書の提出がされた場合に は、改修工事完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税 の税額から3分の1、1戸当たりの面積は120平米分までを限度とするわけ ですけれども、これを減額するものであります。対象となる工事としては、① の窓の改修工事、②以降は、①とあわせて行うということで見ていただきた いと思います。

②、床の断熱改修工事。③、天井の断熱改修工事、もしくは、④として壁の断熱改修工事、それぞれの工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合し、その工事費用の合計額が 30 万円以上の住宅ということでございます。ですから、①を行わないで、②、③、④をやっても減額の対象にはなりません。①とあわせて行うということでございます。

附則第 10 条の3、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告等の改正でございます。第1項及び第2項は、条文を整備するものであります。

附則第 16 条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例の改正でございます。第1項及び第2項は、上場株式等の配当等に係る軽減税率 10%の特例が平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止となり、平成21 年1月1日以降は 20%となります。しかし、特例措置として平成 21 年1月1日から平成 22 年 12 月 31 日までの2年間、100 万円以下の部分については 10%の軽減税率を適用するものであります。

第3項は、読みかえ規定であります。

次に、附則第 16 条の4、次のページへいきまして、附則第 17 条、附則 第 18 条は、それぞれ条文を整備するものであります。

次に、附則第 18 条の2、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正であります。第1項は、上場株式等の譲渡益に係る軽減税率 10%の特例が平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止となり、平成 21 年1月1日以降は 20%となります。しかし、特例措置として、平成 21 年1月1日から平成 22 年 12 月 31 日までの2年間、500 万円以下の部分については 10%の軽減税率を適用するものであります。

第2項は、条文を整備するものであります。

附則第 18 条の2の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正でございます。これにつきましては、条

文を整備するものであります。

附則第 18 条の2の3、上場株式等譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の改正でございます。上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の廃止により、削除するものであります。

附則第 18 条の2の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例の改正であります。

第1項は、源泉徴収口座内に受け入れた上場株式等に対する源泉徴収 税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等 の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当 等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を 乗じて徴収すべき住民税の額を計算するものであります。

第2項は、上記の場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により他の株式等に係る譲渡所得等の金額、または上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しないものとするものであります。

次に、附則第 18 条の2の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及 び繰越控除の改正でございます。

附則第18条の2の5を附則第18条の2の6とし、見出しの改正と第1項は、上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設で、その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、またはその年の前年以前、3年内の各年に生じた上場株式等の損失の金額があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額から控除するものであります。

第2項は、資料情報制度等の整備で、特定口座年間取引報告書の記載 事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額を加えるものです。

第3項及び第5項は、読みかえ規定です。

第4項、第6項及び第7項は条文を整備するものであります。

附則第 18 条の3、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例の改正でございます。特定中小企業が発行した株式に係る課税の特例について、譲渡益を2分の1に圧縮する特例を廃止するもので、条文を整備し、第7項及び第8項を削るものであります。

次に、附則第 14 条の4、附則第 14 条の4の3、附則第 18 条の5は、それぞれ条文を整備するものであります。

附則第 18 条の6、旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告の改正でございます。

第1項は、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成 25 年度分まで非課税措置を講ずるものであります。

第2項は、読みかえ規定であります。

改正附則。

第1条は、施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものと各号 に定められた期日から施行するものがあります。

第2条は、町民税に関する経過措置を定めたものであります。

第3条は、法人町民税に関する経過措置を定めたものであります。

第4条は、固定資産税に関する経過措置を定めたものであります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 専決処分の報告についての議題の途中ですが、この際、 暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

再 開 午後 1時31分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○柳 勝次議長 専決処分の報告についての件を議題としております途中ですが、その前に、先ほどの午前中の松本文教厚生常任委員長の報告について、訂正を求められておりますので、訂正をさせます。これを許可します。

松本文教厚生常任委員長。

[松本美子文教厚生常任委員長登壇]

○**松本美子文教厚生常任委員長** 指名をいただきましたので、貴重な時間ですけれども、文教厚生常任委員会より訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8ページを開いていただきまして、11 というところなのですが、各検診総合結果というところですけれども、2024 年にという文言があると思うのですが、そこは平成 24 年ということで訂正をさせていただきます。

それから、その下の行ですけれども、特定保健指導を 45%にというところまでは結構なのですが、その後なのですけれども、メタボリックというとこ

ろから最後のプラスマイナス 10%ふえるというところを全面的に削除させていただき、次のような文章に変えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。では、読み上げさせていただきます。

45%と言いましたのは、今申し上げたことなのですが、特定保健指導の45%に上げるとともにというふうに、「上げ」というところを「上げるとともに」というふうに、そこから変えていただきたいと思います。メタボリックシンドロームの該当者予備軍の10%減少が求められている。目標率を達成できなかった場合には、後期高齢医療制度に対する支援金が最大で10%加算される、これが保険者に課せられるペナルティーであり、反対に目標率を上回ることができれば、最大で支援金の10%が減額される優遇措置があるということでございます。このように文言を変えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

[「それは言葉の訂正だけで文章の訂正は……」 と言う人あり]

- ○柳 勝次議長 手を挙げて言ってください。
- ○10 番(清水正之議員) してほしいですから、そのように処置してください。
- ○松本美子文教厚生常任委員長 それでは、お答えさせていただきます。

そのようなご意見がございましたので、文章にて皆様方に配付したいと 思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○柳 勝次議長 以上で訂正の報告を終わります。

○柳 勝次議長 それでは、専決処分、報告第1号の件について、会議を続行いたします。

既に、細部説明が終わっておりますので、この際、質疑をお受けいたします。

何かお聞きしたいことがありますか。

第9番、川口浩史議員。

- ○9番(川口浩史議員) 寄附金控除の関係なのですが、第1号1項は.....
- ○柳 勝次議長 ページ数を言ってください。
- ○9番(川口浩史議員) 参考資料の一番初めです。34 の7の寄附金税額 控除の改正の第1項です。これは、条例をつくってそれに当てはめたものが 控除の対象となるという、こういう理解でよろしいわけですよね。その点ちょ っと確認なのですが、いや、違いますよと言われればお願いしたいのです。

それで、私がお聞きしたいのは、第2項のふるさと納税なのですが、報告

ですから、これで条例が成立するわけですよね。だれか嵐山町に寄附をしたいといった場合には、もうその時点でふるさと納税の対象に当たるわけなのでしょうか。何かやはり条例をつくって、ふるさと納税の寄附だよというのがわかる条例をつくってやるのかどうか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それから、47 の2が年金からの特別徴収ということで、天引きになるわけですよね。後期もそうですし、介護保険もそうですけれども、天引きになってしまって、要は病気になったりして多額の出費がかさんでしまって、そういう方からも天引きがなされてしまうのか、公的年金ですからないのか、前年度に収入が少なくなったということでの減額はないわけですから、そういうときの優遇といいますか、減免といいますか、そういう融通のきく法律があるのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

それから、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例なのですが、今度の法令の改正の中で、公益法人に対して税金が課されるというのが新しくなった点なのですね。従来非営利であっても一般社団法人、財団法人は税金が課せられなかったわけですけれども、これが普通法人として、株式会社などと同様に原則課税が行われますというふうに変わったわけです。お聞きしたいのは、嵐山町に公益法人というのはどういう組織であるのか、例えば社協がそうだとか、ほかの福祉団体がそうだとかというような、おわかりでしたらお聞きしたいと思います。それと、課税額がもしおわかりであれば伺いたいと思います。

それから、附則第 16 条の3、上場株式等に係る町民税の課税の件なのですが、これ前にも聞いたことがあるのですけれども、対象者はいないのではないかということでお答えになったと思うのですけれども、まずその対象者が何人ぐらいいるのか、またここでお聞きしたいと思います。それと、これは要は軽減が 10%から 20%にふえて、一たん戻るのですけれども、また来年から 100 万以下の部分については 10%になってしまうということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。要はお金持ちしかこの対象にならないなというふうに思うのですけれども、ちょっともう少し減税の仕組みをお聞きしたいのと、対象者数をお聞きしたいということです。

以上です。

- ○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。 冨岡税務課長。
- ○冨岡文雄税務課長 それでは、お答えいたします。 まず、第 34 条の7の第1項ですけれども、これは条例で規定したところ へ寄附した場合が税額控除になるということでございます。

それから、2項のふるさと納税、いわゆるふるさと納税の件でございますけれども、条例で指定が必要かということでございますが、これは条例で指定する必要はございません。町に一般寄附あるいは指定寄附等をしていただきました場合、受領書を町が発行しまして、それを自分が納税するところへ提出して申告すれば税額控除になるというものでございます。

それから、47条の2の特別徴収の病気等になって出費がかさんだと、そういう場合でも特別徴収をするのかということでございますけれども、この特別徴収というのは原則でございまして、先ほどの参考資料の中のただし書きの②のところで、災害その他の特別の事情があることにより特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認められるもの等に該当した場合は、その特別徴収でない普通徴収の方法も考えられるというものでございます。

それから、附則第4条の2の公益法人ということでございますけれども、これにつきましては、どんな公益法人が町にあるのかということでございますが、通称よくNPO法人というようなことを言っておりますけれども、こういったものも公益法人に入っております。それから、当然川口議員さんのおっしゃった社協、こういったものも公益法人でございます。課税額でございますけれども、町の公益法人の場合、ほとんど所得割はかかっておりません。均等割だけでございまして、これにつきましては、現在でも免除という形をとっておりますので、一般の法人税と同様な取り扱いをするということで課税した場合でも、恐らく所得割はかかってこないのではないかなという感じがします。ですから、均等割については、今までどおり申請していただいて免除ということになると思います。

それから、附則第16条の3、上場株式等の期間の延長でございます。これはやはり一気にやめると影響が出るようなことがあるのではないかということで、2年間だけ特例として、配当所得の100万円までの額につきましては、2年間延長するというものでございます。

以上です。

- ○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) ふるさと納税は、そうですか、受領書を発行するので、それを持っていって減免の扱いができるということであるわけですか。ちょっと確認なのですが、振り込んだ場合などでもそれは可能だということで理解してよろしいのでしょうか。その場合の受領書の送り方、郵便で送るのでしょうけれども、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それと、病気の件なのですが、ここに災害その他の特別の事情ということで載っておるわけです。病気というのは当然認められるというふうに考え

て、そうするとよろしいわけでしょうかね。ちょっと確認ですので、伺いたいと 思います。

それと、附則第4条の2の公益法人の関係なのですが、所得割については法人税と同様の扱いにするということで、社協あたりだと所得税はかからないのではないかということであったわけです。余り町内の公益法人では所得割がかかるというのはないと見ていらっしゃいますか。1法人ぐらいあるかなと、ちょっとその辺の数、本当は名前聞きたいのですけれども、おっしゃらないでしょうから、数で結構ですので、伺いたいと思います。

株式の関係なのですが、急激なとおっしゃいますけれども、もともと株を 旺盛に買ってもらおうということで、うんと買ってくれる人に減免措置というも のを当初、たしか2年だったと思うのですけれども、それを1年延長してやっ たわけですね。ここへ来てやっと来年度おしまいにするということで、ああ、 よかったなと、こういう減免というのが、今の格差の中で、お金持ちは優遇さ れるけれども、お金のない人は当然株なんか買えませんからね。本当に金 持ち優遇の税制制度ですよ。そういうのが急激なといっても、ただもとへ戻 るだけですから、別に何ともないというふうに申し上げたいと思います。来年 度はまた引き続きこういう減額が行われてしまうというのは、非常に私は残 念であるということを申し上げたいと思います。これは結構です。先ほどの3 点までお願いします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

富岡税務課長。

○**冨岡文雄税務課長** まず、ふるさと納税で振り込んだ場合、振り込みして 寄附をした場合どうかということでございますけれども、当然ふるさと納税に 関する寄附で振り込んでいただければ受領書等は発行できます。本人が請 求があれば一番いいのですけれども、なくても恐らく発行するようになると思 います。

それから、47条の2の特別徴収の関係の病気等の場合でございますけれども、これにつきましては、当然本人が申告していただかないと、うちのほうで一々個人個人調べるわけにいきませんので、言っていただければ、その内容によって町のほうで検討しまして、当然特徴が無理だという場合は、切りかえて普通徴収という形がとれると思います。

それから、町内の公益法人で所得割の課税の関係でございますけれども、公益法人というのは、当然営利を目的としておりませんので、所得割の課税が出る確率はほとんどないというふうに考えております。均等割の場合は減免になるということでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかには。

第10番、清水正之議員。

〇10番(清水正之議員) 私最初に自分の反省も含めてお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、専決処分のあり方の問題です。この専決処分については、180条と179条があると思うのです。180条については、軽微の変更ということでうたわれているのですけれども、179条については、条例の改廃というのが載っているのです。嵐山の場合は、町の専決規定の中で180条でという形が載っているのだと思うのです。1つは、やはり条例の改廃については、特に一部改正が多くなってくるかと思うのですけれども、やはり住民に影響が出てくるというふうに思うのです。とりわけ税条例の改正については一番影響が出てくる部分であるし、国民健康保険税についても同じことなのだと思うのですけれども、やはりきちっと、一番いいのは臨時議会を開いていただく、それが一番いいと思うのですけれども、せめて179条にかえていただけないかなというふうに思うのです。そういう面では、専決規定のあり方の問題について、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思ります。

それから、同じような質問になってしまって申しわけないのですが、ふるさと納税の問題です。ふるさと納税については、通常寄附控除の場合は税額控除ではなかったわけですけれども、今度はふるさと納税については税額控除ということになるのだと思うのです。税額控除になるということは、町の財政的な問題についても影響はしてくると思うのです。ふるさと納税の場合は、寄附を受けた自治体については全額税収に入ってくる。寄附を嵐山からほかの自治体に寄附をした場合は、75%の交付税算入で行うというふうになっていると思うのです。そうなると、嵐山から寄附を出す部分が多くなると税額が下がってくる、そういうことですよね。交付税算入の場合は75%ですから、25%部分は少なくなってくると思うのです。特に税額控除という形になってくるわけですから、もらう部分が多ければ税額が上がるし、出していく部分が多くなると掛ける25%分は減ってくるようになるのが、このふるさと納税の仕組みですよね。

そういう面では、やはりこのふるさと納税の一番の問題なのだと思うのですけれども、特にそういう面では東京都知事がふるさと納税については反対をという表明をしたと思うのですけれども、結局税額控除になる関係があって、その自治体によってもらうほう、出すほうによって税収が変わってくるというふうに思うのです。そういう面では、やはり地方交付税そのもののあり方の問題にもなってくるのですけれども、そのふるさと納税、そういう面ではどういうふうに町はPRをして税収を確保するような形がとれるかどうか、こ

れ一つのやはり嵐山町の税収確保という関係からすると、その部分がこの ふるさと納税という形での問題が1つ出てくるかなというふうに思うのです。 これをどういうふうな形で税収に結びつけていけるような方策がとれるかど うか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、公的年金の特別徴収ですけれども、あくまでも原則なのだと いうふうになっていますけれども、要するに 75 歳以上、後期高齢者と同じな のだと思うのですけれども、後期高齢者の場合は 75 歳ですけれども、国民 健康保険と同じような形になると思うのですけれども、65 歳以上の納税義 務者であって、年金の 18 万円以上の人は、必然的に特別徴収になるのだ と思うのです。だから、そういうことからすると、年金をもらっている人につい ては介護保険が年金から引かれることになる、後期高齢者が年金から引か れる、今度は国民健康保険も公的年金から引かれる、今度は住民税も引か れるということになるのです。ただ 75 歳の人についてはダブる部分がある かと思いますけれども、年金からこれだけ引いて果たしていいのか。これは、 年金生活者の生活を守るという点でのあり方の問題なのだと思うのです。 老後の生活を守るというということで年金を積み立ててもらったその年金か ら介護保険は引かれます、後期高齢者の保険料も引かれます。国民健康 保険も年金から天引きになる。今度は住民税も年金から天引きになる。年 金生活者にこれだけ負担をかけて果たしていいのかどうかというのが、この 条例の中で問われる問題なのかなというふうに思うのです。そういう面では、 65 歳以上の人については無条件で引かれるのか、あるいは年金から天引 きをしますよという同意のもとで引くようになるのか、それをまずお聞きをし ておきたいというふうに思います。いずれにしても、これを年金から天引きと いう形で社会保険庁がするわけですけれども、システムを変更しないとなか なかできないという話もちらっと聞いているのですけれども、そのシステム改 修が必要になるのかどうか、もう一点お聞きをしておきたいというふうに思い ます。

それから、さっき社協という話がありましたけれども、社協の場合なかなか利益が上がらないというのはわかるのですけれども、シルバーについてはどうなのか、シルバーについては、かなりここで業績が上がってきていると思うのです。そういう外郭団体、外郭団体と言うのはおかしいかもしれないですけれども、町がそういう形で育成をしてきた団体についても、今度は純利益が上がれば税金をかけますよというのは今度の条例改正なわけですけれども、そういう部分を含めて、町はいわゆる公益法人として税金をかけていかないというふうになってくるのかどうか、特にシルバー人材センターの場合は、かなり外注部分が多くなってきていますし、その部分でどれだけ利

益が上がっているのかどうかというのは私はよくわかりませんけれども、要するに請負っている金額というのは相当あると思うのです。そういう面では社協なんかとは違って利益が出てくる可能性というのは相当出てくるかな。そういうところにも税金かけていくのかどうか。ましてある面では町が育成をしてきたわけですから、そういう部分については、先ほど言ったように、かからないということではなくて、課税をしないという方法がとれるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、株式の関係については、上場会社については、また2年間継続するということなのですね。これは答弁結構ですけれども、先ほど言ったように、では一般の 65 歳以上の住民の人に年金から天引きをする、これは余りにも税金のあり方の問題として、私は不公平ではないかというふうに思うのです。上場企業については、こういう形で継続して、また軽減措置が図られる。片や 65 歳以上については、先ほど言ったように、年金からどんどん天引きをするような方法がとられてくる、これはやはり税のあり方として、私は不公平ではないかなというふうに思うのですけれども、そこの問題については答弁結構です。4点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 最初の専決処分につきまして、私のほうからお答え をさせていただきたいと思います。

清水議員さん、よくご存じのことでございますけれども、当然議決事件につきましては、地方自治法の96条にそれぞれ項目が列挙されております。この例外をなすものとして長の専決処分というものがあるわけでございます。議決すべき事件について、特に緊急を要するために、議会を招集する時間的余裕がないと、こういった場合には、長の裁量において専決処分をし、次の議会に報告をして承認を求めるというふうな手続が必要になってくるわけでございます。この専決処分が一般的な専決処分、179条の専決処分でございます。ただし、議会が軽易な案件については、長において専決処分をしてよろしいと、これは180条にあるわけでございます。これは議決が古いですけれども、昭和47年に、申し上げてみますと、全額国庫支出金による選挙に係る歳出予算の補正をなすこと、あるいは法令上町の義務に属する1件の金額が30万円以下の損害賠償の額を決定すること等々については、これは長において専決処分をしてよろしいと、委任をしてあるわけでございます。

今、税条例の関係でございますけれども、税条例につきましては、地方 税法の規定を受けて、課税権を持つ市町村が、もう一度税条例に規定され たものを自分のところの条例でもって規定をするというふうなものでございま して、これも昭和 48 年の3月の議会議決におきまして、法令の新設改廃に 伴い、当然の条例整備に関すること、これもよろしいというふうな委任をいた だいているわけでございます。こういったことから、この税条例については、 地方税法とは別の規定を町の税条例がするものでない限りこの規定を利用 させていただいて、180 条で専決処分をさせていただいていると、こういう経 過でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○柳 勝次議長 続いて、冨岡税務課長。
- ○**冨岡文雄税務課長** まず、ふるさと納税の関係でございますけれども、税収に対するPRということですけれども、これは今後政策経営課等と協議しながらやってまいりたい。特に町外に住んでいる方が対象になるのが多いと思いますので、広報等というわけにいきませんので、今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、住民税の特別徴収の関係でございますけれども、無条件で特別徴収するのか、あるいは本人の同意が必要なのかということでございますけれども、これにつきましては、原則特別徴収ということでございますが、本人の意向によって、例えば、現在口座引き落とし等で滞納がない、すべて完納している方等については、本人の意向で普通徴収にしてくれと言った場合には普通徴収できるという方法もございます。したがって、滞納がありますと、ちょっとその辺は難しいのですけれども、現在までに滞納ない方で口座引き落とし等で普通徴収の方は、本人の希望があればそういった形もとれるということでございます。

それから、この特別徴収するに当たって、システムの改修が必要なのではないかということでございますけれども、これにつきましては、現在地方自治体等でやっておりますエルタックスというのがございまして、そのシステムを利用して特別徴収をするというふうに現在進めておるところでございます。

それから、公益法人ということで、町のシルバーはどうかということでございますけれども、シルバー人材センターにつきましては、現在均等割のみで所得割は課しておりません。

以上でございます。

- ○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。
- ○10番(清水正之議員) 専決規定なのですけれども、いわゆる町がそうい う形で規定しているから、嵐山は 180 条を適用しているのだと思うのです。 町長の専決規定の中にそれは載っているのですよね。だから、町がそういう

規定をしているからなのだと思うのです。近隣ではほとんど 179条の規定で、 この専決規定、とりわけ条例の専決規定はやっています。滑川については 臨時議会やったという話も聞いています。そのくらい条例改正についての専 決規定というのは、やはり 179 条でやるべきなのではないかなと私は思い ます。179条の説明のところでもそういう形で、一部改正については179条 の部分に載っているのですね。そういう点で、やはり条例改正というのは、 先ほど言ったように、特に今回の場合についても、もうある意味で無条件で 年金から天引きですよという条例改正なのですから。それは、上位法がそう いうふうになっているとはいいながら、一番身近な部分なのですから、きちっ とやっぱり 179 条を適用させて、審議をし、採決をするというふうに私はして ほしいというふうに思います。近隣はほとんど 179 条でやっています。それ は専決規定の条例を制定していない市町村が多いというふうになっている かもしれません。しかし、あくまでもやはり179条で条例の専決規定をやっ ているところのほうが多いわけですから、ある意味だと嵐山例外かなと、そ ういう規定があるだけに嵐山が例外になっている部分があるのではないか なというふうに思うのです。ぜひ十分検討していただきたいというふうに思う のです。それが1点です。

もう一つは、ふるさと納税の場合、今回特に税額控除というふうになった というのが一番大きな違いなのだと思うのです。今までの寄附控除というの は、あくまでも税額ではなくて総所得から引くという形ですから、余りそういう 面では直接的な税金への影響というのはなかったこともあるのかもしれませ んけれども、今度は、課税された税金からその金額が引かれるということで すから、その分町の財政にとっては影響が大きくなるわけですね。もともとこ のふるさと納税については、地方への部分に税金をという形で行ってきたわ けで、本来は地方交付税を充実させるのが一番いいのだとは思うのですけ れども、それをこういう形でやってくるというのは、本当に地方にとっては、果 たしてふるさと納税がいいのかどうかというのは、推移を見ないとわからな いと思うのですね。全部それを交付税で措置するという形であれば、それは それで同じなのだと思いますけれども、交付税そのものが全部落ち込んで いますから。交付税を措置される部分というのは、出てくると思うのです。要 するに、嵐山町がほかの自治体に寄附した場合は 75%、それまでは税額 控除だから税金が減る部分は交付税 75%見ますよというのが今度のふる さと納税ですよね。それ 100%見ないというのは、非常に国の考え方そのも のがおかしいというふうに私は思うのですけれども、そういう面では 75%し か見ないわけですから、その差額というのは町の税収が多くなれば多くなる ほど減ってくると思います。だから、そういう面ではやはりしっかりしたPRそ

のものが必要になるし、できるだけ多くもらうしかないのだと私は思うのですが、そういう一つの大きな矛盾がこの中に含まれているのです。そういう面では、しっかりこのふるさと納税というものを理解していただきながらやっぱりやっていく必要があるかなというふうに思うのですが、どなたでも結構です。お答えいただければというふうに思います。

それから、今度の条例改正は、やっぱり住民の負担というか、先ほど言 ったように、公的年金から天引きというのは、住民からすると大きなやっぱり 負担になってこざるを得ないというふうに思うのです。これだけ年金から引 いていって果たしていいものかというのが出てくるのだと思うのです。特に 75歳以上の人については、介護保険も引かれる、国民健康保険も年金か ら天引きされる、今度は税金まで引かれる。全く国民健康保険のやり方と同 じですよね。いわゆる未納の口座振替をしている人については無条件に引 くのだと、そのことによって滞納をなくしていくということなのかもしれません けれども、年金から引くということの問題点というのは、やっぱり出てくるの ではないかなというふうに思うのです。やはりその部分はきちっと、私はでき るならば、やっぱり天引きをしていいかどうかという確認というのは、納税義 務者の人にきちっとやるべきだというふうに私は思います。国は、できるだ け税金を上げるということで、何が何でも年金から引くというふうに指導して きていますけれども、やはりそれは住民の生活を守るという点からすれば、 年金生活者からすると非常な負担になるのではないかなというふうに思うの ですけれども、この問題どなたでも結構です。町の考え方をお聞きをしてお きたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 専決処分の関係でございますけれども、清水議員さんは、近隣の市町村ほとんど 179条でやっているのではないかというふうなことでございました。特に年金の天引きの問題等社会の中で問題になっている部分もございますし、そういうふうな議員さんの今お話ございましたので、ちょっと調査をさせていただいて、我々は 180条で全部やっているものだというふうに思っておりましたので、ちょっとその辺が違いますので、調査をさせていただきたいというふうに考えております。

- ○柳 勝次議長 続いて、高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** それでは、ふるさと納税についてお答え申し上げたいと思います。

いずれにしても、新しい制度できたものでこれからどういうふうに実際になっていくのかというのは定かではございません。ただ、いろんな情報誌等

見ますと、全国的にはぜひ我が町なら町に納めていただきたいと、ふるさと納税していただきたいという宣伝をしているところもあるやに聞いております。したがって、今の 75%の問題だとか、実際にはやはり町の税収にいろいろ影響はしてくるのかなというふうに考えていますので、今後ちょっと研究をさせていただいて、どう町として対応していったらいいかというものは検討していきたいなというふうに思っております。

それと、年金の天引きについては、いろいろ議論があるところでございます。いずれにしても、国民健康保険にしても介護保険料にしても納めていただくのは納めていただくというのが大原則でございます。ただその納め方がいろんな法則があって、今回は年金から天引きをさせていただくというのが一つの原則のような形になってまいりました。いずれにしても、これも今後期高齢者等いろんな関係ございまして、国がどんなふうに動いていくかというのもまだ定かではないようなところもございます。いずれにしても、現段階においては、今度新しく税の年金からの天引きだとかというのは条項が決まりましたので、町とすればそういう形でお願いをしたいなというふうには思っています。いろいろ先ほど病気の方のお話等もございましたけれども、それはそれなりに個々においていろいろな対応の仕方あるのかなというふうに思っていますけれども、現段階では今のような形でお願いをしたいなと、基本的には考えております。

以上です。

- 〇柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。
- 〇10 番(清水正之議員) 1つだけ。税条例、この中には含まれてないので確認しておきたいのですけれども、国民健康保険税については、もう既に実施をしたというふうに思っているのですけれども、国民健康保険税の保険税については、年金からというか、天引きを措置をとったというふうに思っているのですけれども、確認だけしておきたいと思います。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

冨岡税務課長。

○**冨岡文雄税務課長** 清水議員さんおっしゃるように、国民健康保険税に つきましては、4月の年金ですか、これで仮徴収という形で特別徴収で引か せていただいております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治

法第 180 条第2項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

○報告第2号の上程、説明、質疑

○柳 勝次議長 日程第7、報告第2号 専決処分の報告についての件を 議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、専決処分の報告についての件でございます。地方税法 等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第 180 条第1項の規 定により、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分 したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

冨岡税務課長。

〔冨岡文雄税務課長登壇〕

○**冨岡文雄税務課長** それでは、報告第2号の細部について説明をさせていただきます。

やはり同じように、この改正条例の後ろから3枚が参考資料となっておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。まず最初にまことに申しわけありませんが、一部分訂正する箇所がございますので、そちらをこの参考資料の次のページの一番下に第21条がございます。第21条のところの下から2行目と3行目、ここのところで、1万1,600円という数字がございますが、これを両方とも1万1,160円にご訂正願いたいと思います。

それでは、細部説明をさせていただきます。今回の嵐山町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、嵐山町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例を平成20年4月30日に専決処分し、公布したもので ございます。今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢 者支援制度の導入により国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額 が47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とし、 所要の措置を講ずるものであります。 まず、第2条の課税額の改正でございます。第1項は、後期高齢者支援制度の導入により、条文を整備するものであります。第2項は、基礎課税額に係る課税限度額「56万円」を「47万円」にするものであります。第3項は、後期高齢者支援制度の導入により、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とするものであります。したがいまして、この第2項の47万円と3項の12万円をプラスしますと59万円ということになりまして、改正前の56万円に対しまして3万円増額になるというものでございます。

第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の改正でございます。 所得割額の税率を7.8%から6.5%にするものでございます。

第5条、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の改正でございますが、均等割額1万8,600円を9,000円にするものでございます。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る被保険者世帯別平等割額の改正でございます。特定世帯について5年間世帯別平等割を半額とするものでございます。特定世帯とは、75歳以上の方(後期高齢者医療制度)と同居する国民健康保険の加入者で、国民健康保険税が軽減対象外で、国民健康保険の被保険者が1人となる世帯ということでございます。

第6条、国民健康保険税の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税の所得割額の改正でございます。所得割の税率を1.3%とするものでございます。したがって、先ほどの第3条の6.5%と1.3%プラスしますと、改正前の7.8と同率ということでございます。

第7条、国民健康保険税の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正でございます。均等割額を 9,600 円とするものでございます。

次の第8条から第20条までは、改正前の第6条から第18条をそれぞれ 2条ずつ繰り下げるものでございます。また、第8条、第9条、第11条、第 13条、第19条、第20条につきましては、条文の整備も行うものでござい ます。

次のページをお願いいたします。第 21 条、国民健康保険税の減額の改正でございます。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 12 万円になったことにより、減額の額が変更になったものでございます。

第1号アは、均等割の6割軽減で1万1,160円を5,400円にするものでございます。次のページをお願いします。第1号イは、平等割の6割軽減で、特定世帯について5,760円とするものでございます。第1号ウは、後期高齢者支援金等の均等割の6割軽減で5,760円とするものでございます。

次に、第2号アは、均等割の4割軽減で7,440円を3,600円にするも

のでございます。第2号イは、平等割の4割軽減で、特定世帯について 3,840 円とするものでございます。それから、第2号ウは、後期高齢者支援 金等の均等割の4割軽減で3,840 円とするものでございます。

次の第 22 条と第 23 条は、それぞれ2条ずつ繰り下げるものでございます。

それから、第24条の減免の改正でございます。75歳以上の方が国民健康保険以外の健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳)が新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めることになった場合は、申請により2年間被保険者1人当たりで負担していただく均等割が半額に、さらに被保険者が1人の場合などは世帯別平等割も半額になるものでございます。

第 25 条、補則の改正でございます。これは 23 条を 25 条とするもので ございます。

附則第3項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特 例の改正でございますが、これは条文を整備するものでございます。

次の附則第4項から附則第7項は、適用期限の到来をもって廃止になり、 削除するものでございます。

次のページをお願いします。次のページにまた附則第4項が出てまいりますが、この附則第4項から附則第 13 項につきましては、改正前の附則第 8項から附則第 17 項をそれぞれ4項ずつ繰り上げて条文を整備するものでございます。

一番下にいきまして、改正の附則です。第1項は施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものと定められた期日から施行するものがあります。第2項は適用区分を定めたもので、改正後の嵐山町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

〇柳 勝次議長 説明が終わりましたが、この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ここで私は専決の問題をちょっと指摘しようと思ったのですが、近隣を見て検討したいということですので、それでぜひやっていただきたいのですが、特に私も個人的な意見として、180 条というのは本当に軽易なものに限っていただきたいと。これは本当に軽易なものに値するのかということでは、今回がたまたま嵐山町は全体としての値上がりにはな

っていませんが、吉見だとか小川だとか、値上げしているわけですよね。住民負担につながっていくものですし、特に後期高齢者の問題は、支援金分というのはこれからふえていく可能性があるものですよ。それが単なる報告で済ませてしまっていいのかということをちょっと指摘しておきたいと思っていたのです。そういう点で議会無視になっていると、議会の議決を経て皆さんは執行していただきたいということを申し上げておきたいと思っていましたので、検討されるということですので、ぜひそういうことで検討していただきたいと思います。

それで、予算委員会の中で、予算書の中でもう既に税率の問題を出されていたわけです。これ条例成立を経ないでこういうことはよろしいのですかということでご質問していたのですけれども、公の回答というのはありませんでしたので、ちょっと改めてお聞きしたいと思うのです。

それと、限度額が今回 56万から59万円、ご説明にもありましたようにふえるわけですね。これによって何人ぐらい嵐山町では影響するのか、わかりましたら伺いたいと思います。

以上です。

- ○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。 冨岡税務課長。
- ○**富岡文雄税務課長** 予算と条例の関係につきましては、この後町民課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

3番目の 56 万から限度額が上がったわけですけれども、これについて何人ぐらい対象者がいるかということでございますけれども、19 年度の決算見込みといいますか、これを見ますと、限度額超過世帯というのが約 150世帯ございまして、この世帯がすべて 59 万円になるかというと、そうではなくて、その 56 から 59 万の間の世帯も中にはあったり、あるいは後期高齢者に移行するという世帯も出てくると思いますので、世帯の数で 150 弱ということになろうかと思います。

以上です。

- ○柳 勝次議長 続いて、中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 私のほうからは、予算の編成と、それから条例との 関係ということでお答えをさせていただきたいと思います。

議員さんのお尋ねの件につきましては、予算の条例がまだ施行される前に、それを前提とした予算を組んで構わないのかというご質問だと思うのですけれども、この件につきましては、予算の編成におきましては、県のほうに確認をいたしましたところが、この予算編成時点で国民健康保険の制度、このものがこの条例に合わせたような形で改正されるということがほぼ見込

まれておりまして、それを予算の編成で組むということについては、予算の 執行の問題とは別だということで、予算編成をして、それが見込みがあると いうことであれば、編成をすることについては問題はないと。ただし、その部 分に関して条例が改正しなければ執行できない部分、こちらにつきましては 執行することはできないという解釈でございまして、この当初予算を編成さ せていただいた時点では、このような改正がほぼ行われるということが確実 視されておりましたので、予算編成につきましてはそのような形でさせてい ただいたと。執行につきましては、あくまでもこの条例が改正された後の執 行になるということでよろしくお願いをしたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかには。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) お聞きしておきたいのですけれども、課税の関係で、国保と、それから後期高齢者との関係で、今までの国保の年金受給者で、同じ金額で納めていた比較をちょっとお聞きしたいのですけれども、75歳以上の後期高齢者の保険料との差がどのくらいになるのか。これは、例えば年金受給者が年間 120万、あるいは 150万、それぞれ段階的にあるわけなのですけれども、19年度、20年度、例えば今度 65歳以上のひとり暮らしで、年金受給者の関係等も比較して、後期高齢者の保険料と、その間の格差がどのくらいになるのか。例えば、後期高齢者のほうが今までの納めた金額よりもどのくらいの割合で上がっていくのか、もしわかりましたらお聞かせ願いたいのですが。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時53分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

富岡税務課長。

○**冨岡文雄税務課長** それでは、ただいまの河井議員さんのご質問にお答えいたします。

ひとり暮らしですね、単身世帯の場合の国保の保険税、それから後期高齢者の保険料で比較してみますと、まず、公的年金支給のみの場合、仮に140万円の収入があったとしますと、国保税ですと1万5,120円、これが後期高齢者の保険料になりますと、1万2,750円です。それから、収入が200万円ですと、国保税のほうが7万4,460円、それから、後期の保険料ですと7万1,430円。次に、204万円、わずか4万円の差ですけれども、国

保税ですと7万 7,580 円、後期のほうが8万 3,120 円、ここへきますと逆転して、200 万円ぐらいまでですと後期のほうが安くなるわけですけれども、204 万円になりますと、今度は逆転して後期のほうが高くなるという、この辺が境で変わるということでございます。

以上です。

- ○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。
- ○7番(河井勝久議員) そうすると、これは7割軽減で出しているのでしょうか。後期高齢者の関係ですね。それで逆転するのが 200 万を超えて 204 万から逆転すると。もしあれでしたら、ちょっと私なんかもずっと追っていくと、どこからはっきり変わっていくのかなと、国保でやっているのと後期高齢者との関係が変わるのかなと、その辺がちょっとわからないので、後でもいいですから、一覧表でもいただければというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

冨岡税務課長。

- ○**富岡文雄税務課長** 先ほどの 120 万、140 万円につきましては7割軽減ということでございます。それから、この表につきましては、お渡ししたいと思います。
- ○柳 勝次議長 ほかには。

第 10 番、清水正之議員。

〇10 番(清水正之議員) 国保税の推移をちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのです。今回の場合は、課税限度額の引き上げだけで総体的には変わってないと思うのですね。それで、今後の国保税の推移なのですけれども、今町が持たなくてはならない部分というのは、1つは、後期高齢者の12分の1の町の負担金、それから、後期高齢者の支援金は町が持たなくてはならない。この支援金が午前中の委員会報告の中では町の場合2億円というふうな報告があったわけですけれども、もう一つ、国の負担金があるわけですけれども、この中に調整交付金が含まれていると思うのです。この調整交付金は、介護保険料と同じというか、介護保険料でも減らされる部分があるのですけれども、この調整交付金については、収納率によって減らされるというふうな、それこそペナルティーがかかってくると。そうすると、どこかで持たなくてはならないという部分が総体的には出てくると思うのです。そういう部分を考えて、1つは調整交付金が減らされる徴収率の限度があると思うのですけれども、徴収率何%というのが。それが幾らぐらいに設定をされているのか、まずお聞きをしておきたいと思うのです。

もう一つは、支援金の部分で、先ほど言った特定健診の部分が出てくる

と、達成率が出てこないとペナルティーがかかるという部分で、1つは調整 交付金が減らされた部分はどこが持つのか、支援金の部分で負担をするの か、75歳以上の保険料としてはね返ってくるのか。多分支援金かなという ふうに思うのですけれども、これ自治体によって変わってくるから、自治体の 部分が調整交付金を減らされるということになると、その自治体が調整交付 金が減らされるのか、あるいは広域連合全体として見ていくのか、その部分 をひとつお聞きをしておきたいというふうに思います。

いずれにしても、今度は国民健康保険としては、老人保健から後期高齢者のほうに移るわけですから、その比較として国保会計の負担というのは、移行する前と移行した後、後期高齢者が導入された前と後と、国保会計が負担をする比率というのは多くなってくるのか、少なくなってくるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

- ○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。 中嶋町民課長。
- ○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

国保会計への今後の行方といいましょうか、推移、そちらがどのようにな っているかという推計ということだと思うのですけれども、まず今回の後期高 齢者制度の成立に基づきまして、今議員さんおっしゃられましたような形で 老人保健の制度がまず廃止になっております。国保会計の影響という形で 考えますと、19 年度老人保健の拠出金というものを国保会計から支出をし ておりまして、それが約2億9,600万円、そして逆に20年度の後期高齢者 の支援金、こちらのほうが2億 800 万円という形で出しております。この拠 出金がなくなった分後期高齢者の支援金を支出しているということで、この 差額分がまずございます。それから、その保険税のほうも 19 年度当初と比 べまして、20 年度については、この関係で約8,300 万ほど減っているとい う形になってまいります。この差し引きをしますと、全体的には後期高齢の 制度に移ったことによって、国保のほうの会計が若干苦しくなっているという 形になっております。ただ、この制度と同時に、前期高齢者にかかわります 調整交付金、こちらのほうが補正制度が設けられまして、こちらにつきまし ては、それぞれの被保険者の高齢者、65歳から74歳というその老人の人 口割合によりまして、それぞれの比率が平均をいたしました中で多い、要す るに高齢者人口の多い保険、そちらのほうには前期高齢者交付金という形 で、その交付金が調整交付金として参ります。それから、いわゆる高齢者の 少ない保険者、そちらからは、前期高齢者の調整交付金という形で支出を するということで、国民健康保険に関しましては、当然のことながら前期高 齢者の比率が高くなっておりまして、その前期高齢者の交付金、そちらのほ

うがもらえるという形になっております。その差し引きを考えますと、本年度の、20年度の国民健康保険の予算状況は、後期高齢に移ったことによってマイナスになる。ただし、前期高齢者の調整交付金が支出されることによってプラスになるということで、今のところは20年度におきましては、大体そのプラス・マイナスが若干プラスになるというような予算編成になっているところでございます。

それから、今後の国民健康保険の推移を考えますと、当然のことながら 高齢者の人口割合というのは、国民健康保険につきましては今後も増加を していく。そこでかかってくる医療費というのはどの程度になるかということを 考えますと、いずれにいたしましても国民健康保険が抱える財政状況という のはだんだんと厳しくなっていく。ただ、その前段といたしまして、今回制度 改正がありましたように、保険者に課されました特定健康診査等の実施、そ ういったものがいかに医療費を今後抑制できるかということも考えて推移を 見ていきたいというふうに考えております。本年度におきましては、大体前 期高齢者の調整交付金によりまして若干プラスになっているかなというよう な状況でございます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

〇10 番(清水正之議員) 支援金については、国保のほうが若干有利という話を聞きました。その分共済が、社会保険や共済が大変だという話を聞いたのです。だから、これは余談ですけれども、そういう面では共済保険の支援金がかなり大変になってくるという話は伺っています。国保の場合は、若干有利かなというふうなお答えでしたので、できれば負担そのものがかなりいろんな形で今住民の負担がふえてきているわけですから、先ほども言ったように、年金から天引きされる部分が相当あるわけですから、この後期高齢者が導入されることによってかなりの市町村が値上げをするという部分も生まれてきています。そういう面では、嵐山の場合は、ある面では据え置きという形になったかなと思っていますけれども、ぜひ負担をできるだけやっぱり抑えていってほしいなというふうに思っています。

もう一つお聞きしたいのは、この後期高齢者が導入されることによって、 一般会計からの繰入金というのは今までどおり行ってもらえるのかどうか、 あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

- ○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。
 金井政策経営課長。
- ○**金井三雄政策経営課長** お答えをいたします。

その他繰り入れの関係かと思うのですけれども、例えば出産費とか、そういうものについての繰り入れは今までどおりやっておりますけれども、後

は法定分の繰り出しについては、法定どおりはできると思うのですけれども、 あとその他については、先ほど言ったようなものについては、今までどおり やらせていただいております。

- 〇柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。
- 〇10 番(清水正之議員) 参考にしてほしいのです。玉川は1億円繰り入れたらしいです。それでも値上げをするというような方向になったみたいですけれども、ぜひそういう面では、そういう自治体もありますので、参考にしてもらえればというふうに思います。
- ○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑はないようですので、本件につきましては、地方自治 法第 180 条第2項の規定による議会の委任による専決事項の報告であり ますので、これにて終わります。

○報告第3号の上程、説明、質疑

〇柳 勝次議長 日程第8、報告第3号 平成 19 年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成19年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成19年度に繰越明許費予算を設定をした川島49号線整備工事外4件について、平成20年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長**次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

[金井三雄政策経営課長登壇]

○**金井三雄政策経営課長** 報告第3号につきまして、細部説明を申し上げます。

裏面をお開きいただければと思います。平成19年度嵐山町一般会計繰 越明許費繰越計算書、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳。 まず、8款土木費、1項道路橋梁費でございますが、まちづくり交付金事業、川島 49 号線整備工事 530 万、翌年度へ繰越額 482 万 8,000 円でございます。財源内訳につきましてご高覧をお願いいたします。町道1-14 号整備工事 230 万 9,000 円、翌年度繰越額 174 万 5,000 円。菅谷-東西線整備工事1億1,048 万 1,000 円、翌年度繰越額1億1,048 万 1,000 円。3項都市計画費、こちらもまちづくり交付金事業でございます。東原第2公園整備工事 800 万円、翌年度繰越額 544 万円、財源内訳につきましては、ご高覧をお願いいたします。停車場線ポケットパーク整備工事 500 万円、500 万円でございます。合計金額1億3,109 万円、翌年度繰越額1億2,749 万 4,000 円、財源内訳の合計ですが、国庫支出金8,000 万円、地方債3,420 万円、一般財源1,329 万 4,000 円。

以上でございます。

- ○柳 勝次議長 この際、何かお聞きしたいことはありますか。 第 10 番、清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 都市整備課の事業が繰り越されていると思うのですけれども、今年も都市整備課の事業は非常に多いのです。なぜ繰越明許になったのか、あるいはそれが今年の事業だけでもかなり多いと思うのですけれども、繰越明許になった部分も含めて完了できるのかどうかなというふうに思うのですけれども、それをまずお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、川島の 49 号線と東原の第2公園の整備工事は本年度事業 に入っていましたでしょうか。私ちょっと予算書めくってみたのですけれども、 よくわからなかったものですから、あわせてお聞きをしておきたいというふう に思うのです。

- ○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。 高橋副町長。
- ○**高橋兼次副町長** それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

いずれも今回繰り越しさせていただいたものについては、地権者等の関係がございました。川島 49 号線については、一応の決まりがつきまして既に仕事が終わっております。それと、1-14 号の整備工事の繰り越した分については、大妻嵐山女子高のところの用地がございまして、自治会の議決が必要だということで繰り越しをしたのですけれども、これも決まりがつきました。それと、菅谷-東西線については、主には当然東武との協議等ございまして、これが今協定締結に向けて事務手続が進んでおりまして、予定ですと、間もなく協定ができるだろうということでございまして、協定ができ上がり

ますと、東武が工事発注してくるということで、大体秋口までには決まりをつけていただくというふうに今お話をしているところでございます。なお、委託については、東西線の測量設計等の委託ということで、これについてはまだこれからの課題でございます。

それと、下のほうで、東原の第2公園の整備工事、これは例の東原の区 画整理の隣接したところでございまして、ここにいわゆる物置というものをち よっと建てなければいけないということがございまして、それに確認の手続 が必要だということで、その関係があっておくれております。なお、この間地 元の説明会がございまして、地元の要望等伺って、それにできるものは対 応していこうということで、これも一定の時期には終わるのかなと思っていま す。

それと、停車場線のポケットパークですけれども、これについては、用地の買収等が終わりまして、そのポケットパークの下に防火水槽をいけていきたいと、これは停車場線のポケットパークの予定地から県道の深谷-嵐山線に向かって県のほうで歩道をつくるということがございまして、そこにちょうど防火水槽が当たるということもございまして、この際ちょっと工事をおくらせても防火水槽をいけてから本工事を完成したほうがいいだろうということで延ばしております。今それについては、まちづくり交付金の変更事業ということで、今県、国と協議を進めているところでございます。なお、新年度の予算の関係でございますけれども、今ポケットパークの防火水槽いけたりする工事は新しい年度でお願いをしてございます。そのほかについては、昨年のいわゆる繰り越しの事業の中で決まりがつけていくのかなと思っています。

今、議員お話しのように、大変このところ都市整備課の仕事量が多いということで、本年度技術者を1人ふやさせていただきました。いずれにしても何に時間がかかるかというと、やはり土地の交渉ごとというのですか、これがスムーズにいけばそんなに時間的なものは一定の時間に決まりがつくのですけれども、何としても地権者のご理解がいただけないことには次のステップに進んでいかないということでございまして、これからも大変厳しい状況が続いていくのかなというふうに思っておりますけれども、それは都市整備課、我々もバックアップしながら、きちっとした形で今年の事業も含めて完了させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑はないようですので、本件につきましては、地方自治

法施行令第 146 条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて 終わります。

○報告第4号の上程、説明、質疑

〇柳 勝次議長 日程第9、報告第4号 平成 19 年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 報告第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、平成19年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。平成19年度に設定をした町道2-5号配水管布設替工事外3件について平成20年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長** 次に、担当課長から細部説明を求めます。 小澤上下水道課長。

[小澤 博上下水道課長登壇]

○**小澤 博上下水道課長** それでは、報告第4号の裏面をお願いいたします。

今回繰り越しをさせていただきます事業は4事業でございます。この事業名につきましては、町道2-5号配水管布設替工事、これが翌年度繰越額が1,207万5,000円、それから道路改築工事(平沢工区その1)に伴う配水管布設工事ということで、翌年度繰越額が367万5,000円、それから公共下水道事業(H19-3 工区)関連配水管布設替工事ということで445万950円、それから県道深谷嵐山線送配水管布設替工事ということで598万5,000円、合計で2,618万5,950円の繰り越しということになっております。

以上であります。

○柳 勝次議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑はないようですので、本件につきましては、地方公営 企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わ ります。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第10、第32号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者より提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 議案第32号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町固定資産評価審査委員会委員、高木正好氏の任期が平成20年6月30日に満了となるため、引き続き同氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。高木正好氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 32 号議案 嵐山町 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての 件は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第32号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第 11、第 33 号議案 嵐山町監査委員条例の一部を 改正することについての件を議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。 岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第 33 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の行う審査について所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長** 次に、担当課長から細部説明を求めます。 安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これは財政健全化法でございますけれども、昨年の6月に公布をされまして、一部については、本年の4月から施行されたわけでございます。これによりまして、平成19年度決算から実質赤字比率等の健全化判断比率、これを監査委員の審査に付しまして議会に報告をし公表すると、こういうことが決定をされたわけでございます。監査委員条例、この第6条は決算審査の規定でございまして、この中にただいま申し上げました財政健全化法の規定を追加するものでございます。

○**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 33 号議案 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第12、第34号議案 嵐山町事務手数料条例の一部 を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 議案第34号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料の種類について所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長** 次に、担当課長から細部説明を求めます。 中嶋町民課長。

[中嶋秀雄町民課長登壇]

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 34 号の細部についてご説明をさせていただきます。

今回改正させていただきます部分につきましては、第2条手数料の種類 及び金額の表中、手数料の種類の項目第5号の文章中に、「若しくは第 126条」の文言を追加させていただくものでございます。この追加させてい ただきます戸籍法第126条の規定は、本年5月1日に施行されました戸籍 法の一部を改正する法律により、新たに戸籍法に追加された規定でござい ます。内容は、学術、研究等の目的のための戸籍情報の提供に関するもの でございまして、従来この取り扱いについては、法務省民事局長通達に基 づき実施、運用がされておりましたが、このたびの法改正により法の中に明 文化されたものでございます。この条項の新設に伴いまして、この条項に基 づき証明書等を発行した場合の手数料を徴する場合を規定するために条 文の整備を行わせていただくものでございます。なお、金額とその他の部分 については、変更がございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 34 号議案 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第13、第35号議案 嵐山町保育の実施及び保育料 に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の一部を 改正することについての件でございます。所得税の税源移譲により、保育所 運営費国庫負担金の保育所徴収金基準額表が改正されることに伴い、保 育料徴収基準額表について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正 するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

[井上裕美健康福祉課長登壇]

〇井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第 35 号の細部につきましてご 説明をさせていただきます。改正条例をごらんいただきたいと思います。

今回の改正でございますが、所得税から住民税への税源移譲に伴いまして、国庫負担金の保育所徴収金基準額表が改正をされました。この改正に伴いまして、条例の別表にございます保育料徴収基準額表中の定義の区分及び備者を改正するものでございます。

初めに、基準額表中の改正でございますが、所得税から住民税への税

源移譲に伴いまして、第4階層から第7階層の所得税の区分を、第4階層につきましては8万円未満を4万5,000円未満に、第5階層につきましては8万円以上20万円未満を4万5,000円以上11万5,000円未満に、第6階層の20万円以上51万円未満を11万5,000円以上45万9,000円 未満に、第7階層の51万円以上を45万9,000円以上に改めるものでございます。なお、それぞれの階層の所得税額の設定につきましては、現行の区分と同様の比率で国の基準より緩和をしております。

次に、備考でございますが、第1項は所得税の額を規定し、第1号から3 号は適用を除外する規定でありますが、その根拠となります条項が改正さ れておりますので、整理をさせていただくものでございます。

第2項は、保育料の貸し軽減の規定でございまして、幼稚園、認定子ども園のほかに範囲を拡大いたしまして、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通信部に入所または児童デーサービスを利用している場合もこれに該当することとしたものでございます。

附則でございますが、施行日を本年7月1日とするものでございます。 〇**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今回の改正については、定率減税の廃止によるものかなというふうに思います。定率減税が半分になり、全廃されたということによって、今回改正が行われるというふうに思います。そこで、1つは所得額との関係なのですけれども、保育料については課税の金額によりますから、所得金額が同じかどうかというものをひとつお聞きをしたいというふうに思います。例えば8万円の人の所得金額と、定率減税が廃止されたわけですから、4万5,000円の所得金額というものが果たして同じ所得になっているのかどうかということをお聞きをしておきたいというふうに思います。同じように、20万円、51万円の人の所得金額そのものが同じかどうかということをお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、ここ何年間定率減税の廃止と同様に控除額が廃止をされました。例えば老年者控除だとかいろいろな所得に対する控除が廃止になったわけですけれども、その控除の廃止による影響というのがどの程度出ているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。今回の改正の場合は、総所得金額によって、例えば税額の8万円というのが、多分全廃ですから、今までの2分の1になっているというふうに思うのですけれども、そうしますと、上の部分のところが階層によっては1段階上がる人もいる、安い階層のほう

に、5段階が4段階になる人も出てくると思うのですけれども、そういう人は 階層が今回の階層によって1ランク安い金額に設定される部分があるのか どうなのかですけれども、その辺はどういうふうに調整をしているのでしょう か。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

〇井上裕美健康福祉課長 お答えします。

今、定率減税というようなお話でございましたが、今回の改正、税源移譲 の関係は、所得税から住民税の税源移譲、これに伴うものでございまして、 その辺の関係で多少ニュアンスが違うのかなと思うのですが、その関係でこ ういう改正をお願いするわけでございます。その中で、階層区分の関係から まずお答えしたいと思いますが、階層区分が高い階層から低い階層に移行 になった方がいるかどうかということでございますけれども、今回の改正に 限って申し上げますと、そういう方はいらっしゃいません。なぜかと申します と、もともとこの区分変更の対象者というのがいるわけですけれども、4月、 5月、6月につきましては、本来決定される階層区分より88人の方が下の 区分で決定をされていたということでございます。そういうことでございまして、 その方が今回の改正で本来の階層区分に戻るということでございまして、安 くなるということではなくて、安く4月、5月、6月、保育料を払っていただいた 方がもとの階層の保育料に戻ると、そういうことになります。所得税額に見 合った保育料を支払っていただくことになるということでございます。4月、5 月、6月分には少しもうけてもらったと、そういうふうに考えてもらってもいい のかなというふうに思います。

それから、控除額がだんだん廃止になってきて影響というようなことでございますけれども、確かにそういったような影響というのはあろうかと思いますが、この場所で私のほうですべて把握をしてお答えできるような状況にはございません。

以上です。

[何事か言う人あり]

○柳 勝次議長 答弁漏れですか。

では、もう一度再質問お願いします。

○10 番(清水正之議員) 年齢もそうかなというふうに思うのですけれども、 要するに税源移譲ということでは税源移譲でいいのですけれども、今回定 率減税が廃止をされて、住民税と所得税に分けたということで、今まで8万 円の税額だった人と、今回 44 万 5,000 円の税額の人の総所得金額という のは変わっていないのでしょうか。 ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

冨岡税務課長。

○**冨岡文雄税務課長** はっきりとはわからないのですけれども、多分同じだと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第35号議案 嵐山町保育の実施及び保育料に関する条例の

一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

〇柳 勝次議長 举手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 14、第 36 号議案 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

〇岩澤 勝町長 議案第36号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の施行に伴い、支給対象となる医療費について所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

[井上裕美健康福祉課長登壇]

〇井上裕美健康福祉課長 議案第36号の細部につきましてご説明をさせ

ていただきます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。初めに、第2条第4号中の改正でございますが、第2条は、この条例中の用語の定義を定めた条文でございます。第4号では一部負担金について規定しておりまして、ただし書き以下は適用除外規定でございます。今回の改正につきましては、法令に準ずる要綱等による公費負担医療の給付も助成対象となる一部負担金から控除することを明確にするため、第4号のただし書き以下を改めるものでございます。

次の第8条中の改正につきましても、支給金の返還の事由を明確に規 定するため、ごらんいただいておりますとおり改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番議員、清水正之議員。

○10 **番**(清水正之議員) 今提案理由の中で、埼玉県の乳幼児医療費の 支給要綱の一部改正があったのでというような話がありましたけれども、こ の1月から埼玉県が乳幼児医療について対象年齢の引き上げをやられると いうことであります。その部分の改正が含まれているという解釈でよろしいで しょうか。だとすれば、どのくらい町に入ってくるお金が、補助金として県から 支給される、拡大されたお金というのはどのくらいになるのか、あわせてお 聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

〇井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

ご質問をいただいた県の改正、確かに対象年齢の引き上げ等がございました。その関係の改正はこの中には入ってございません。その関係につきましては、確かにご指摘いただきましたように、町の補助金として歳入増になる見込みでございますが、その辺のところはまだ不明確でございまして、今回の予算にも反映しておりませんし、この条例中にもあらわしているものではございません。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 36 号議案 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を 改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 15、第 37 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 37 号は、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象者について所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

[井上裕美健康福祉課長登壇]

〇井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第 37 号の細部につきましてご 説明を申し上げます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。初めに、第2条第6項中の 改正でございますが、第2条は、この条例中の用語の定義を定めた条文で ございます。法令に準ずる要綱等による公費負担医療の給付も助成対象と なる一部負担金から控除することを明確にするため改めるものでございま す。 次に、第3条でございますが、第1項では対象者を、第2項では適用除外者を規定しております。新たに第2号として追加いたしました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方につきましては、その法律に基づく医療支援給付を受けていただたくため追加したものでございます。

また、この規定を第2号として新たに追加したため、改正前の2号以下のほうが1号ずつ繰り下がっております。

次の第 11 条の改正につきましても、支援金の返還の事由を明確に規定 するため改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものとしたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 中身の質問ではないのですが、第3条の中国残留邦人の関係、これだけを読みますと、この議案をいただいたとき、この方たちも対象になるのだなと思ったのです。よくよく条例を見ますと、今ご説明ありましたように、適用除外ということでね。それで毛呂山町のこういう議案、やはり同じようなものが出ていました。適用除外というのがきっちり書かれていて、この内容が出ているのです。ですので、嵐山町もそういうわかりやすい議案というのを出していただけないかということなのですが、いかがでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

〇安藤 實総務課長 嵐山町のこの条例改正の議案につきましては、新旧対照表方式に変えてしばらくたつわけなのですけれども、川口議員さん、最初のころはこういうふうな改正ではなかったと思います。このほうがわかりやすいという形でこういうふうにしたわけなのですけれども、ここに略、略、略とあるわけです。略が略されていないほうが、今毛呂山町の例のように、見てわかりやすい議案であるというふうなことにもつながるのではないかなというふうに、今川口議員さんのお話をお伺いしてそういうふうに感じたわけですけれども、このつくり方については一つのひな形がございまして、こういうふうな形を嵐山町は採用しているというふうなことでございます。川口議員さんのご意見は、今後は、例規審査会いうのがございますので、その中で検討させていただきたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかには。

第10番、清水正之議員。

○10 **番**(清水正之議員) 確認だけしておきたいのですが、3条2項は適用除外の部分なのですね。それで、中国残留孤児の場合は支援法があって、その支援法の中身について、その一つとして医療費の部分が該当させられるということで今回適用除外になるというふうに思うのです。ただ、その中身については、その医療費の部分に限っては、生活保護に準ずるというか、生活保護家庭と同等のものというふうに規定してあるかと思うのですけれども、ではその生活保護以上の人というか、基準以上の人については、どこか医療費について助成をする部分があるのでしょうか、その部分だけお聞かせ願いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

〇井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほど中国の残留邦人の法律一部改正がありまして、その中に支援給付の種類は次のとおりとするということで、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、その他政令で定める給付というものがございます。この中で医療支援給付については生活保護と同様な給付がされるということでございまして、この法律、残留邦人になっていて、その対象者というのは、そのご本人と配偶者ということでございまして、その方についてはこの法律がすべて該当されるということでございまして、この医療支援給付を受けられない方はいないというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 37 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する 条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第16、第38号議案 嵐山町重度心身障害者医療費 支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。 提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第38号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、支給対象者について所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長** 次に、担当課長から細部説明を求めます。 井上健康福祉課長。

[井上裕美健康福祉課長登壇]

〇井上裕美健康福祉課長 議案第 38 号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

裏面の改正条例をごらんいただきたいと思います。初めに第2条第3項中の改正でございますが、第2条は、この条例中の用語の定義を定めた条文でございます。法令に準ずる要綱等による公費負担医療の給付も助成対象となる一部負担金から控除することを明確にするため改めるものでございます。

次に、第3条の改正でございますが、第1項では対象者を、第2項では適用除外者を規定しております。第1号は語句を修正するものでございます。新たに追加いたしました第3号の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている方につきましては、その法律に基づく医療支援給付を受けていただくため追加したものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するとしたものでございます。 以上で細部説明を終わらせていただきます。

○**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水正之議員。

○10 **番**(清水正之議員) すみません。さっきのひとり親と同じなのですけれども、もう一回確認をしておきたいのですが、いわゆる中国残留邦人の促進法の中の支援法で、ひとり親家庭についても、重度医療についても、すべての人が該当になると。嵐山町の場合は、ひとり親家庭についても重度心身障害者についても所得制限がないわけですから、ひとり親家庭についても重度心身障害者についても、除かれた部分については、全部支援法の中で拾えるということでよろしいのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

〇井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

基本的に中国から帰った、帰国された残留邦人の方というのは、収入がない方がほとんどでございまして、今まではほとんどの方というか、すべての方が生活保護の支給を受けていたと。今回その生活保護を受けていますと年金がありますけれども、年金も出る方がいらっしゃるわけなのですが、生活保護を受けていらっしゃると年金を受けている部分が控除されてしまうということがございまして、今回新たに法律を改正しまして、生活保護と同程度の扶助プラス年金も支給ができるようになったと、それが主な改正点でございまして、そういった意味で医療支援給付についても同じような形ですべてが給付される、拾えるということで理解していただいて結構かと思います。以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 38 号議案 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時13分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第 17、第 39 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計 補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 39 号は、平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,551 万 4,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 56 億 9,751 万 4,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○**金井三雄政策経営課長** 議案第 39 号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが、12 ページをお開きいただきたいと思います。歳入から説明をさせていただきます。15 款の県支出金でございますが、2目の民生費県補助金 37 万 6,000 円を増額補正をさせていただきます。これにつきましては、養護学校に行っている児童の中で、お2人の方が養護学校の放課後児童対策事業に参加をするということで、2人分の歳入を、補助金を見込みました。

次に、4目の教育費委託金 10 万円でございますけれども、これにつきましては新規事業でございまして、家庭の教育力向上を図るための親の学習の講座を開催するために県から 10 万円の委託金を歳入で受け入れるものでございます。

18 款の繰入金でございますが、財政調整基金繰入金 1,500 万円でございまして、これにつきましては、財源調整のために基金から 1,500 万円取り崩しをさせていただき、財政調整基金の残高が、これによりまして9,910 万 8,000 円となるものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますけれども、まず4月1日の人事異動がございまして、各款にわたりまして給与費の補正がございます。また、一般会計と特別会計の間にも人事異動がございましたので、給与費では全体といたしますと866万4,000円ほどの減額になっております。また各課にわたりまして共済費の予算計上してございますけれども、これにつきましては、共済費の短期と長期の掛金の負担率がアップになっておりまして、この増額補正が449万円ほどこの中に入っております。また、人事異動によりまして職員の減等がございまして、臨時職員を議会費、会計、そして公民館で臨時職員の賃金を計上してございます。よろしくお願いできればと思います。

それでは、それ以外のものにつきまして説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお願いいたします。2款の総務費の下のほうに9目で交通安全対策費、事業名で交通安全施設推進事業 65万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、通学路の安全点検を実施いたしまして、通学路の停止線等の道路標識の修繕を行うための費用として 65万4,000円を補正をさせていただいております。

続きまして、20ページをお願いいたします。20ページの3款民生費の7目の後期高齢者医療事業費、事業名が(1)の後期高齢者医療保険事業47万3,000円でございますが、これにつきましては、後期高齢者医療法対応システムの保守料を今回47万3,000円補正をさせていただくわけでございますが、これにつきましては、当初予算で計上漏れでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、22、23 ページをお願いいたします。民生費の事業名、学童 保育室事業 112 万 8,000 円でございます。これにつきましては、歳入を受けまして、養護学校へ通う児童の2名が新たに保育所に入所するための費 用として2名分を補正するものでございます。

続きまして、24 ページをお願いいたします。24、25 ページです。8款の 土木費でございますが、2目の道路維持費、事業名(2)の道路修繕事業 287万円の増額補正でございます。これにつきましては、道路の補修、側溝 等の補修を行うために 287万円の増額補正をさせていただくものでござい ます。

26ページ、27ページをお願いいたします。4目の交通安全施設整備費でございますが、事業名交通安全施設管理費用でございますが、180万円の増額補正でございます。これにつきましては、通学路の安全点検を行いまして、路面標示の修繕等を行う費用として180万円を計上させていただいてございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。10款の教育費の教育総務費の事業名が親の学習講座実施事業でございまして、先ほど県から歳入で10万円の委託料を受けまして、10万5,000円の増額補正をさせていただいております。これにつきましても、小学生の保護者及び中学生を対象として、外部指導者を招聘いたしまして、家族のあり方、親のあり方等を講座をする費用でございます。

続きまして、30 ページをお願いいたします。教育費の保健体育費の3目学校給食費の事業名(4)の給食調理場建設事業でございます。883 万4,000 円を増額補正をさせていただきます。これにつきましては、当初で815 万5,000 円の予算を盛っておりましたので、これを増額いたしまして1,698 万9,000 円となるものでございます。今回の補正の内容につきましては、実施設計、ボーリング調査、管理委託実施をするための費用でございます。

32 ページをお開きいただければと思います。財調から 1,500 万を取り 崩しをしまして、ここで計上しまして、残りました 18 万 8,000 円を予備費に 積み立てをさせていただく内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 〇**柳 勝次議長** 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い ます。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 28、29 ページの一番上の親の学習講座実施事業ですが、これ具体的にどういう内容の講座をやるのか、伺いたいと思います。 消耗品というのは、そのときの資料代ということでよろしいのでしょうか。

それから、玉ノ岡中学校で理科実験を行うということですね。中身をお聞きしたいのと、これ菅谷中はしないのか、生徒の希望としてこうなったのか、 伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

[小林一好教育委員会学務課長登壇]

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点にわたりましてお答えを させていただきます。

まず最初に、親の学習という形で、小学生の保護者と中学生を対象ということで、具体的に中身はということでございますけれども、まず、小学生の保護者につきましては、私どものほうで今考えておりますのが、5年生の保護者を対象に、まだこちらについては指導者等はまだ明確になっておりませ

んけれども、やはりちょうど子供が多感な時期に入ってきておりますので、5年生としてそのくらいになってきておりますので、そういった5年生の保護者を対象に、これは講座形式というのでしょうか、そういった形でやってみたいというように思っています。

それから、中学生につきましては、2年生を対象に、できましたら町内の 子育てアドバイザーの方にも協力をしていただきまして、そして小さな赤ちゃ んをお持ちのお母さん方にも協力をお願いしまして、そういった赤ちゃんと の交流というのでしょうか、親になるための講座、そういったようなことでひと つ考えてみたいということでございます。招聘につきましては、議員さんご指 摘のとおりでございます。

それから、玉中の理科実験のボランティアの関係で、中身はということですけれども、これは何年か前からこういった形で玉中についてお願いしているところでございまして、菅中はございません。と申しますのは、玉中につきましては、理科の先生がお一人でございまして、理科実験等々する場合に、やはりいろいろ実験の準備と申しますか、あるいは終わった後の片づけ、そしてさらには授業中もいろいろ実験のお手伝いをしていただくと、そういった考え方でございまして、これについては玉中のほうでお願いをしたいと、こういうものでございます。

以上です。

- ○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。
- ○9番(川口浩史議員) 親の学習なのですが、小5あたりの保護者をということで、多感な時期だということで、なるほどというふうに思いました。これ回数的には何回ぐらい予定しているのでしょうか。やはり目的といいますか、それを達するに必要な回数というのはあると思うのですね。ちょっとそれを伺いたいと思います。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

- ○**小林一好教育委員会学務課長** まず、5年生の親御さんにつきましては、各校を2回程度を予定させていただきたいと思っております。それから、中学生のほうにつきましては、とりあえず1回という形で今現在考えております。 以上です。
- ○柳 勝次議長 ほかには。

第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 総括的になるのですけれども、まず議会事務局の職員ですけれども、3人を2人にして、1人の臨時職員を配置しました。 私は、会計課はわからないのですけれども、公民館もそうですけれども、職 員を1人にして、それで臨時職員を入れるという形です。議会事務局のほうにしてもそうですけれども、よくやってらっしゃいますから、言いにくいのですけれども、やっぱり臨時職員の人と正規の職員の人とでは、明らかに仕事の内容として差が出てくると思うのです。頼むこともできないし。で、議会事務局の職員を減らして、そして2人にして1名にしたと、その理由を伺いたいと思うのです。議員が減少すれば減少するほど、議会事務局の仕事というのはしっかりしてもらわなくてはいけないわけなのですけれども、その点についての町長の考え方を伺いたいと思いますし、公民館事業にしてもそうですが、今職員が、前年度141人が今年度140人になっています。確かに行政改革で人員を削減していくということは一つの方針でした。ですけれども、私はこのやり方というのもまずいのではないかなというふうに考えているのです。

そのことについて、会計課についてはどのような問題点が出てくるのかわからないのですけれども、公民館事業に関しては、職員ではなくて臨時職員でやっていくということがかなり問題が大きいかなと思っています。臨時職員に関しましては、3年間で交代ですよね。嵐山町全体のことを考えていく議会事務局と、それから公民館事業も生涯学習というとても大きな部門を持っているところで、それを臨時職員にかえていくということの問題点、臨時職員が公民館事業でもずっと続くような、短時間雇用の職員という形でないわけですから、そこの考え方について伺いたいと思うのです。短時間雇用の職員をふやしていくというのではないわけですよね。臨時職員という形と、そうではない形というのは、やはり問題があるかなというふうに考えているのですけれども、会計課については、ちょっと問題点というのは私には見えてこないので、伺いたいと思います。

- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。 岩澤町長。
- ○岩澤 勝町長 渋谷議員さんにお答えさせていただきます。

職員の関係ですけれども、今おっしゃるような状況が今起きております。 起きておりますというのは、嵐山町の中で、正規職員はこういうふうにしてい きたいという一つの目標がございます。そして、それは国からのいろんな指 導もございますし、行革の中の動きもございます。そういう中で、実際今 156 名の正規職員がおります。そしてお話の臨時の方が 61 名ございます。それ で合計 221 名、61 名の方の割合は 30%ぐらいなのです。220 人の三六 18、もっとなりますか。そういう状況で、今町民の負託にこたえている状況で ございます。

それでおっしゃるように、今正規職員ですべて対応できればこれにこした

ことはないわけですけれども、今どこの自治体も本当に苦慮しておりまして、 こういうような状況になっております。それでこれを問題ないとは思っており ません。問題はあります。ありますけれども、今の置かれている状況の中で は、こういう体制をとらざるを得ない、そしてこの中で今町民の負託にしっか りこたえていけるような体制をつくっていこうということで努力をしております。

そういう中で、ご指摘の部分で、正規職員と、それから臨時の職員さん の仕事の差というのですか、そういうものがもしあるとすると、それは申しわ けない部分ですけれども、やはりそういうものもないとは思っておりませんけ れども、そういう状況で今しのんでいるという状況でございます。そして、計 画をしている正規職員の数値というのがあるのですけれども、これから何年 か経過をする中で、正規の職員が退職をされていく状況がございます。そし て年度によっては人数が少なかったり多かったりというようなことがございま す。ですので、多いところが、多い人がやめたから、あるいはそこのところで 新しい職員さんを一遍にばさっとといっても、今おっしゃるような仕事のでき るバランスというのですか、満足度というものがどこまで補充ができるかとい うこともありますので、幾分スパンを長く考えて、そういう状況になる前に職 員の採用を考えたいということで、幾分フレキシブルな形で対応をとっていき たいというふうに思っております。ですので、今おっしゃるように、完璧な状 態ではないということは意識しておりますけれども、現状大変苦しい状況の 中で職員の皆様、そして町民の皆様にも我慢をしていただいているという状 況でございますので、重々ご賢察をいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13 **番**(渋谷登美子議員) 職員の質ということを伺いたいと思うのですけれども、職員の資質向上についてはどのような形で進められているのか、 伺いたいと思います。

ごめんなさい。ちょっと外れますけれども、臨時職員をふやしていく以上は、臨時職員で対応していくという形をとる以上、正規の職員が非常にしっかりした資質を持っていかないと、臨時職員の人はあくまで3年間という形のスパンのやっていくわけですから、そこの部分をしっかりやっていくということに対して、私は一部の職員に対してすごく負担がかかっていて、そうではない部分というのはあるように思えるのですが、その点はどのようにお考えなのか、伺いたいと思うのです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。 岩澤町長。

〇**岩澤 勝町長** 職員の資質につきましては、ちょっと細かい線は総務課長のほうから答弁させていただきますが、職員の人数適正化計画に沿ってや

るに当たって、今おっしゃっるように、職員の資質の向上、スキルアップ、こういうことも含めてどういうことができるか、どういうことが今求められているかということを考えて、町の中で方向を定めて、そしてその中で今対策をとっているということでございます。細かい内容については、総務課長から話をさせていただきます。

○柳 勝次議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 職員の資質の向上につきましてお答えをさせていただきたいと思います。町では、少ない人数で町民の負託にこたえていくには、職員の能力を開発しなければならないということで、職員の人材育成方針というのを定めて、これに基づいて取り組んでおります。例えば研修会等計画的に行ったりとか、あるいは今まで主査になると、一定の年数が来ればすべて年数で主査に昇格をしたわけですけれども、試験制を導入いたしまして、この試験も、ただ試験に合格をすればということでなくて、一定の期間課題を与えて、それに基づいて職員のスキルアップを図る、能力開発を図った上で試験を実施をし、それによって昇格していくと、こういうふうな方針に変更をいたしました。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ちょっと話が戻りますけれども、今まで正規職員がやっていたものを臨時職員の方にお願いする形をとっています。そうすると、正規の職員の方と臨時職員の方、民間事業でしたら同じ時間帯、単位数になっています。短時間労働に関しての正規職員と同じ待遇にするという法律がありますよね。それが公務員に関してはないですよね。それについてはどのような考え方をお持ちなのか。そして、私は臨時職員の方でも本当に一生懸命きっちり嵐山町の形で仕事をしていただくのならば、それなりのことはしていかないといけないと考えているのですけれども、そうでない限り臨時職員と正規の職員とは仕事の質が違ったものでなくてはいけないと思いますが、その点についてはどのようにお考えなのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 臨時職員と、こう一概に言いましても、渋谷さんご理解いただいているように、いろんな形があるわけです。それで、何時間出ていただく、あるいはもっと長く出ていただくというようなことがあるわけです。そういう中で、お話のような状況というのはあるわけです。それはだから、先ほども言ったように問題ありというふうに認識をしておりますけれども、現状ではそこのところを超えられる解決策がないということでございまして、やらしてい

ただいている。それに、だからといってということもありますけれども、これも今61名の方をお願いをしているわけですけれども、正規職員を雇って、そうすると人数を、例えば3分の1にするとか、半分になるとかといった場合には、今の状況が動かなくなってしまうわけなのです。ですので、現状では仕方ない状況で、ですので、短い時間をお願いをしている人、もうちょっと長くお願いをしている人、あるいはこういう仕事を専門家の人にやっていただく、あるいはこれに合ったというようなことで、なかなかお願いをするについても1人の人にいろんな形のものをお願いをするという状況、できにくい状況もありまして、多岐にわたる仕事をやらなければいけない状況の中で、大変苦しい状況でございます。

それで、新しい職員を採用するについても、いろんな職種、専門科目を持っている人、そういう人たちをこれからもお願いをしていって、極力今言ったように、職員の資質を上げ、そして職員の資質を上げると同時に、周りで一緒に働いていただく臨時の皆さん方の資質もスキルもアップをしていただく、そういう体制で、全体として嵐山町の職員の資質を上げて、町民の負託に少しでも満足できるような、完璧にこたえられるような体制を求めていきたいというふうに考えております。

苦しいところありますけれども、ご理解いただきたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかには。

第 12 番、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) では、すみません。2点ほど質問させていただきます。

16、17にまたがりますけれども、総務の関係になってくると思うのですが、交通安全の関係ですが、補正で 65万4,000円ほど、補正理由というものも出ていますけれども、その中で点検というようなことですから、点検はどういう方たちが中心になってやられたのかということ、それと、通学路ですが、停止線は何本というか、どこを停止線をやるのか、あるいは交通の標示ですけれども、これは何カ所ぐらいのものなのか。それと、もう一点同じような関係で、こちらは総務のほうでは安全施策の推進ということですが、もう一点、26、27ですけれども、土木のほうの都市整備のほうの関係になってきますけれども、補正が 180万ほどありますけれども、やはりこれも通学路の点検ということになりますが、こちらになりますと、路面の標示ランプというような、標示のラインというようなことになっていますけれども、これは場所はどこで、どの程度ぐらいのラインを修繕するのかということをお尋ねさせていただきます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 17ページの交通安全施設の整備事業 65 万 4,000 円の補正増をお願いしているわけでございますけれども、この中身でございますが、これはPTAの皆さん、必要に応じて町の職員が同行いたしまして、通学路の安全点検を実施をいたしました。その中で停止線あるいは止まれの標示、それからスクールゾーンについて、こちらのほうで路面標示を改めさせる、書き直すというものをこの予算でお願いをしてございます。なお、停止線については 23 カ所、止まれの文字標示、これも同様の 23 カ所、スクールゾーンの標示が2カ所でこの金額になるわけでございます。

○柳 勝次議長 続いて、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 27 ページの関係なのですけれども、うちのほうからは、公安委員会が規制できるものではなくて、町のほうでここ危険ですよというものを流すような標識を設置するものでございまして、1-14 号線で、これは花友ホールのわきのところのコーナーのところへポストコーンを5本、それと2-19 号線といって、これは明星通りなのですけれども、明星通りのところが外側線が消えているということで、そこのところを 600 メーター予定しております。それと、菅谷の 107 号線で、菅谷公園のテニスコートとの間のところも外側線が消えているということで、そこが 150 メートル予定しているものでございます。それで、通学路の安全点検については約 80 万円ほど予定しております。残りの 100 万円につきまして、町内全域のそういう白線だとか、そういうものが消えているものについて対応していくというものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

第 10 番、清水正之議員。

〇10番(清水正之議員) 19ページなのですけれども、重度心身障害者の支給事業の中で、後期高齢者のシステム改修がされるのですが、多分 65歳から 74歳までの障害者が後期高齢者に移られるときのシステム改修かなというふうに思うのですが、システム改修の中身と、それから、何人ぐらい移ったのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。それだけです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

今お話をいただきました 65 歳以上 74 歳未満の障害者の方につきましては、ご希望により後期高齢者医療制度のほうに移行できるというようなこともございますが、今回の改正につきましては、そのことだけではございま

せんで、県に提出する月報の様式そのものが変更になっておりまして、そういった改正というか、システム改修が主なものということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 39 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号) 議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎会議時間の延長

○柳 勝次議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを 延長します。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第 18、第 40 号議案 平成 20 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。人事異動に伴い、人件費の減額を行うものであり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

「「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第40号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第19、第41号議案 埼玉県市町村総合事務組合の 規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 41 号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。皆野・長瀞水道企業団が解散をしたこと、秩北衛生下水道組合が名称を変更したこと、朝霞市が平成 21 年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合規約第4条第3号に掲げる事務を共同処理すること、及び組合議員の選出方法等に関して規定を整備するため、同組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第41号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につい

ての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇柳 勝次議長 日程第 20、第 42 号議案 工事請負契約の締結について の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

〇岩澤 勝町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、工事請負契約の締結についての件でございます。旧鎌 形小学校改修事業について基本協定を締結をするため、地方自治法第96 条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処 分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

〇**柳 勝次議長** 次に、担当課長から細部説明を求めます。 小林学務課長。

[小林一好教育委員会学務課長登壇]

○**小林一好教育委員会学務課長** それでは、議案第 42 号につきまして細部説明をさせていただきます。

本題に入ります前に2点ほど説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、本議案につきましては、埼玉県の住宅供給公社と協定書を締結して工事を行っていくわけでございますけれども、協定そのものがいわゆる契約の一種というふうなことでございまして、自治法上に定めます工事請負の範疇に入ってくるということが1点でございます。

続きまして、今回公社さんにお願いする内容と申しますか、これは調査、または診断、そして設計、さらには工事という形で、一連のそういった工事をするために必要なものをお願いするところでございまして、こういった場合には工事費だけでなくて、設計費等も含めた総額の金額によってのものが議決対象というふうなことでございまして、そういった意味で県等のご指導を得た中で議案としてお願いするというところでございます。そういった意味で、

議案名も工事請負契約の締結についてという形でお願いするものでございます。

それでは、議案をごらんいただきたいと思います。まず最初に、契約の目的が旧鎌形小学校の改修事業、契約の方法が随意契約、契約の金額が8,370万8,000円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税が375万8,000円でございます。契約の相手方がさいたま市浦和区仲町3丁目12番10号、埼玉県住宅供給公社理事長、水島茂氏でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、参考資料をごらんいただきたいと思います。旧鎌形小学校改修事業に関する仮基本協定書写しでございます。嵐山町(以下「甲」という。)と、埼玉県住宅供給公社(以下「乙」という。)は旧鎌形小学校改修事業の施行に関し、次のとおり基本的事項について仮協定を締結すると。

まず、第1条が総則でございまして、これにつきましては、3枚目の裏をちょっと見ていただきますと、物件目録ということで、対象の土地、また対象の建物概要ということで、別表1という形になっております。所在地が鎌形2007-1外2筆、敷地面積が6,064 平米ということでございまして、建物の内容が構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、建築面積が339.03 平方メートル、延べ床面積が568.14 平方メートルということでございまして、土地については敷地全体、そして今回建物の対象物としては校舎を対象とするということでございます。

またもとへ戻っていただきまして、その物件目録に表示いたします土地 及び建物、これを町立嵐山幼稚園の用途に転用するために行う次に掲げる 工事とするということでございまして、3点ございまして、まず建物の耐震改 修工事、2点目が建物の劣化診断及び修繕工事、3点目が土地及び建物 に関しまして幼稚園に転用するための改修工事ということでございます。

第2条が事業の期間でございまして、来年の3月 16 日までということで ございます。

第3条が甲、乙の責務ということでございまして、いわゆる乙、公社は、 改修事業に要する資金を調達の上改修事業を施行すると。甲、嵐山町は、 改修事業に要する事業費の総額を負担していくというものでございます。

続きまして、第4条が事業費ということでございまして、先ほど申し上げた 8,370万8,000円ということで、これについても3枚目を、後ろをちょっとご らんいただきたいと思います。別表2ということでございます。設計・積算費 460万円、改修工事費6,300万円、工事管理費290万円、間接費466 万円、この間接費につきましては、公社が事業者、いわゆる嵐山町にかわ りまして工事を発注等する経費、それから事務費等も含んでおります。それ から、消費税額 375 万 8,000 円、それから、欄外に書いてありますけれども、割賦利率年利3年ということで、3年間でこれを返していくという形で、これに伴う利息が 479 万円と、合わせまして 8,370 万 8,000 円ということでございます。なお、協定後公社のほうで入札等を当然行って発注していただくわけでございますけれども、工事費等が変わってくるという形になるわけでございまして、本年度この額が確定した段階で変更議案の上程等お願いしたいというふうに考えておるところでございます。

もとへ戻っていただきまして、5条が改修事業の変更ということでございます。

それから、6条が事業費の内容という形で、これにつきましては、直接費、間接費等あるわけでございますけれども、これは一般的な予算で使っているものをそのまま載せてございます。ですから、不要なものもあるかもしれませんけれども、場合によると必要になってくる場合もありますので、こういった一般的なものを載せさせていただいたというところでございます。

それから、第7条が債務弁済契約の締結ということで、事業費が確定した段階で甲乙協議の上、債務弁済契約を締結していくと、それから、2項で前項の割賦払いの回数、または利率等については、基本的には今議案としては3%という形でございますけれども、まだ借りる等しておりませんので、その時点の利率に実質的にはなろうかというふうに思うのですけれども、そういったことで決めていくと。

それから、8条は善管注意義務と。

それから、9条が損害の負担等という形で、いわゆるそれぞれの責めに 期するべき場合を除いては協議をして処理していくと。

それから、10条が財産所有権の帰属ということで、改修事業完了後の 財産所有権、これについては町に帰属すると。

それから、11条が財産の引き渡しということで、終わったときには甲の完 了検査終了町引き渡しをすると。

それから、12条は苦情処理。

- 13 条が行政上の手続。
- 14条は、疑義の処理。

それから、15条が特約条項でございまして、この協定は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による嵐山町の議会の議決を経たとき、これを本協定とみなすという形でございます。それから、2項については、議会の議決が得られなかった場合については、違約の関係は生じないという内容のものでございます。

それから、ここで工事の内容、金額的には 6,300 万円という形で申し上

げたわけでございますけれども、項目的には現在考えておりますものが、耐 震補強工事を含めまして 48 項目ほどの内容、主なものを何点か申し上げ てみたいというふうに思っております。

まず、第1点目が校舎北側に門扉を設置していくと。これについては、幼稚園にしていくわけでございますので、園児が出られてしまうとちょっと困りますので、そういった意味であそこ現在ひもでちょっと閉じてあるような状態なものですから、そういった場所が2カ所ご承知のようにございます。そういったところに門扉の設置をしていくと。

続いて、2点目が屋上防水の改修ということで、これについては、平場が 287 平米ほどありますけれども、そういった改修。それから、外壁の改修、 いわゆる塗装工事です。面積的には800 平米ほどを予定しております。

続きまして、次が外階段の設置ということで、鉄骨階段を1基、2階から 直接校庭のほうにおりる、校庭というか園庭のほうにおりられるようにつけ ていきたいということでございます。幼稚園の場合には、園庭がかなり重要 な部分を占めますので、そういった意味で直接出られるようにと。

それから、続きまして、校舎内の内壁の改修、これもかなりちょっと汚れている部分等ございますので、塗装をしてきれいにしたいと。面積的には500平米ほどを予定しておるということでございます。

続きまして、教室の床の張りかえを行っていきたいと。行かれた議員さん もおりますので、わかるかと思うのですけれども、ちょっと歩いてみますと音 がしたりとかしておりまして、これを、教室を張りかえをしていきたいと。

続きまして、トイレ関連という形で、便器等を幼児用にかえていきたいと。 大便器 11 カ所、小便器 13 カ所、こういった内容。そして、次が教室にエア コンを設置をしていきたいと。と申しますのは、快適性もあるわけですけれど も、現在の幼稚園の一つの教室よりも若干狭い部分がございまして、冬スト ーブとか置かなくてはなりませんので、そういったものを省いて、子供たちの そういった1人のエリアを確保するというような観点からもエアコンを設置し ていければと。

それから、最後になるわけですけれども、教室の扉を交換をしていきたいということでございます。

それから、耐震の補強工事、これにつきましては、ちょうど1階の正面部分に補強材を入れまして、その部分の耐震の補強工事をしていくというふうなことで、あとその他共通仮設費、現場管理費、一般管理費含めまして6,300万円という形でお願いしたいというものでございます。

以上で細部説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いします。 〇柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行い ます。

第10番議員、清水正之議員。

〇10番(清水正之議員) 請負業者が決まるまでがよくわからないのですけれども、今町のほうでかなり入札の問題については問題になっているのです。今の話ですと、5月27日の日に仮契約を結んで、その結んだ相手が埼玉の住宅供給公社だということで、随意契約で工事をお願いをしたと。先ほどの課長の話ですと、これからまた入札が行われるみたいな話をしたのですけれども、そうすると入札をするところが埼玉県の住宅供給公社が入札をするということで、正式に工事業者が確定をするというふうになるのかなと思うのです。そうすると、例えば、住宅供給公社と町が結んだ8,370万何がしというお金は住宅供給公社に払うというふうになるのですか。そうすると、実際に入札でこの金額で落ちなかった場合、あるいは差金が出た場合についてのその金額というのは、町は一切関知をしないということになるのでしょうか。その辺がちょっとよく理解ができないのですが。そうだとすれば、町が直接入札をして、業者選定をすることのほうが単価的には安くなると私は思うのですけれども、そのちょっと流れがよく理解できないのですけれども、ちょっとそこを説明してもらいたいのです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** それでは、まず入札の関係につきましてお答えをさせていただきます。

入札につきましては、今清水議員さんのほうからお話がありましたように、 公社さんのほうにお願いをしていくという形になります。そこに対して、業者 さんの選定等々につきましては、やはり町の意見等々も入れさせていただく ような考え方でおります。

それから、差金の話が出たわけでございますけれども、第7条をちょっと見ていただきますと、債務弁済契約を締結をするという形でございまして、事業費が確定したときはということでございまして、ある程度公社さんのほうで見積もりを出していただいたわけでございますけれども、これから入札等をして、そして額が確定した段階で、また変更契約。ですから、例えば金額を安く入札になっても8,300万払うということではなくて、その入札結果等に従っていわゆる変更契約をお願いをして、それに簡単に言いますと合わせていくという形で、それに基づいていわゆる債務弁済契約を締結していくという形になるというふうに思っております。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかには。

第10番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 何かよくわからないのです。では、町はこの契約についてどういう責任を負うのでしょうか。町が埼玉県の住宅供給公社と仮契約を結んだのは 10 日前ですよね。5月 27 日ですから。きょうの形で随意契約という形で提案になるというふうになるのだと思うのですけれども、では、なぜ町はこの仮協定を締結をする業者選定について埼玉県の住宅供給公社を選んだのか。例えば、町は、ではこの契約についてどういう責任を負って工事をやるのか。通常だと、入札をすることによって町は責任を負ってくるのだと思うのです。そういう面では、今までなかったような契約の方法なのですよね。そういうことから考えると、なぜ仮協定をここと結んだのか、なぜ随意契約という形にするのか、その供給公社が入札をするということによって、町の責任というのはどこに出てくるのか、よくわからないのです。

例えば、差金が出る、あるいはもっと金額的に上がってしまうと、契約によってね。これではできないよというふうに言われたときに、どこが責任が負うのかというのは、責任の所在というのがよくわからないのですよ。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 全協のほうでもちょっと副町長のほうから説明をしていただいた経緯があろうかというふうに思うわけでございますけれども、なぜ公社を選んだかということで、これについては公社資金を活用したまちづくり支援制度という形でございまして、いわゆる公社が金融機関から事業資金の調達をしていただいて、そして事業費を立てかえというか、そういったことから、設計から施行まで一連の業務を実施していただくというふうなことでございまして、それに対して町は、いわゆるどういうような責任かというようなお尋ねがあったわけでございますけれども、それに対して、いわゆる協定書のほうの第3条に、甲及び乙のいわゆる責務という形で載せてあるわけでございますけれども、町は、改修事業に要する事業費の総額を負担していくというふうなことでございまして、町の責任としてはそういった形があるということでございます。

なぜ随意契約かというふうなことになるわけでございますけれども、公社 資金を活用したまちづくり支援制度のこの事業については、幾つかのメリットがあるわけでございまして、町としても、ここに協定書のほうにもあるわけでございますけれども、割賦で返済ができると、それから、町の職員が 40 数項目をやる業務というのでしょうか、仕事の量というのでしょうか、そういうものを軽減化ができると、そういった町としてのメリットがあるわけでございまして、なぜ随意契約かと申しますと、いわゆる工事請負契約の自治法上 の観点から申し上げますと、契約の方法については、随意契約を含めて4点、ご承知のように一般競争入札、指名競争入札、それから随意契約、あと競り売りというのがあるわけでございますけれども、公社さんと契約していくという形になると随意契約以外にはないという形でお願いをするというものでございます。

- ○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。
- ○10 番(清水正之議員) 町が責任を負うのは、公社との関係だけですね。 工事業者を責任を負うのは公社が責任を負うという形になるのだと思うのです。そうすると、工事ができ上がったときの検査だとか、そういったものについては町は一切関知をしないと、どういうものができるかは全く関知はしないということなのですか。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、町は公社との関係で、端的に申し上げると、そういうことになろうかというふうに思っています。まず、検査の関係でございますけれども、いわゆる先ほど来申し上げましたように、公社としては事業費を立て替えていただいて、設計から施行までまずお願いをするということで、ただそういった進める上で、町との協議とか、そういうものは当然やっていくわけでございますけれども、意向等踏まえてやっていくわけでございますけれども、基本的にはそういうことでございます。

最終的には、第 11 条をごらんいただきたいと思います。乙は、改修事業完了したときは、甲の完了検査終了後という形で、今度は公社に対しまして町で完了検査を行うと、一点一点ですね。そして、それの合格すれば遅滞なく引き渡しをしていただくと、これで終了になるというふうに思うのですけれども、引き渡していただくと、そういうふうなことで考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) この方法については以前全協でお話をいただいたので、ある程度理解していたのですが、エアコンというのが全然私には理解できないというか、幼児に関して、幼稚園でエアコンというのは、これは今までなかった発想だと思うのです。公民館やおもちゃ図書館などに行って、お母さんが暑いからエアコンがあるところに行こうねというのは理解できるのですけれども、図書館とかに行こうというのも理解できるのですけれども、幼児が日常生活を行う場は、常に暑いのでエアコンが入っているということが、子供にとっていいことなのかどうなのかということがわからないのです。

それでベビー、赤ちゃんであったら、乳児であったらば当然エアコンというのもある程度必要になってくるのだろうなという感覚はあったのですけれども、この場合は4歳児、5歳児が対象ですので、今の嵐山町立幼稚園の場合は、その乳児を入れるということは前提に入っていないので、どうしてもここのところが理解できなく、そしてこれは嵐山町の設計とはかかわりなく、この住宅供給公社の設計の中で行われてきたのであるとするならば、これはちょっと問題だなというふうに思っています。小学校はエアコンは入っていないわけですし、他の保育園が入っているかどうかわからないのですけれども、保育園でも5歳児ぐらいになってくると、エアコンの入ったところで日常生活を行うということが考えられないのです。今の家庭はすべてエアコンが入っているというふうに前提としてないと思いますので、その点についての考え方を伺いたいと思うのです。それで、エアコンが入っていても構わないとは思うのですけれども、でもエアコンが常時入っているということ自体が私には理解できないのですよね。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** 誤解のないように最初に申し上げたいのですけれども、このエアコンにつきましては、公社のほうの提言ではないという形で、こちらの考え方という形でご理解をいただきたいというふうに思います。

その内容なのですけれども、あそこの教室が 42 平米ほどなわけです。 ご承知のように1クラス定員が 25 名という形で、現在のところが、ちょっと今 資料手元にないので申しわけないのですけれども、60 数平米あって 35 人 で、1人当たりにすると1.7 平米ぐらいの面積になるかなというふうに思って いるのです。そういった中で、いわゆる 42 平米の中に、大きなストーブを置 いて周りをガードする物を置いたときに、やはり園児のことを考えると、ちょ っと狭くなることも考えられるかなというふうな観点から、そういった方法をお 願いしたところでございます。

特に、夏というよりも冬のほうが使うかなというふうに考えておりますので、そういった意味では、今渋谷議員さんご指摘のような、園児、4~5歳児の、表現がいいかどうかわかりませんけれども、自然にならすというか、そういったことを考えていきますと、最低限の利用、ただ冬はちょっと寒い部分がありますので、そういった意味が主流かなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 素人なので、ちょっとわからないというか、1点ですね。この協定書とありながら、5,000 万以上だから議会で議決をしておいたほうがいいと、契約とみなしてやるということなのですが、それはそれでいいわけなのですが、しからば、ただ協定書だから契約書ではないということで、この契約書の場合には印紙が張られるわけですけれども、協定書というのは印紙を張らずに、これは問題ないので、金額が、大きな金額の協定書なものですから、私は契約書に準ずる取り扱いのほうがいいのではないかと思っていますが、その辺は法的にはどうなのでしょうかね。それで、これは仮契約だと。ただこの仮契約で、これを本契約とみなすということになっていますから、その点についてお伺いをしておきます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

〇小林一好教育委員会学務課長 まず、ご承知のように、自治法上の観点から申し上げますと、自治法の 96 条にいわゆる議会の議決要件があるわけでございまして、その5号にその処理及び金額について、政令で定める基準に従って条例で定める契約を締結することというふうなことがあるわけでございます。私どもといたしますと、ほかの課にも協力をいただきまして、いわゆるその辺について研究等したわけでございます。そういった中で、協定も、いわゆる手元に行政実例があるわけでございますけれども、今議員さんのほうからお話がありましたように、ちょっと申し上げてみますと、協定の意味ですがということでございます。協定とは2つ以上の当事者が一定の事項について合意の上取り決めることと、またその取り決めたものをいいますということで、協定は通常書面によって行われますという形でございますということで、協定は通常書面によって行われますという形でございますということで、対象に準ずるという表現がいいかどうかわかりませんけれども、契約の一つの行為というふうにとらえたということでございます。

それをもちまして、県のほうへも問い合わせをさせていただいたところでございまして、議会の議決に該当するのかという形で問い合わせをしたわけでございますけれども、お見込みのとおり、疑いの余地はないというようなことでございまして、それともう一つは、先ほど来ちょっと清水議員からお話が出ておりました随契という形があったわけでございます。この2点について問い合わせしたわけですけれども、そのとおりで、それ以外にはないという回答いただいたところでございます。

以上でございます。

- ○柳 勝次議長 小林学務課長。
- ○**小林一好教育委員会学務課長** 契約書というか、正式なあれではないので、ちょっと確定的なことは言えないのですけれども、印紙は要らないというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時23分

再 開 午後 5時25分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの安藤議員の質問に対し、答弁漏れがありますので、答弁をお願いいたします。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 大変失礼しました。

埼玉県住宅供給公社につきましても、町同様に非課税法人という形になっておるということでございまして、印紙は不要ということでございます。 以上です。

- 〇柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。
- ○11 番(安藤欣男議員) 参考までにお聞きしておきますが、そうしますと、 非課税扱いだから要らないと。でも住宅供給公社も今は指定管理者団体に はなっているのだと思うのですが、それでも非課税であれば問題ないという ことなのですか。

それからもう一点、これは基本的にはPFI方式だと思うのですが、PFIの場合には、やはりこういう協定でやるのだと思うのですが、それについてもこういう協定書は、民間団体であれば印紙は必要だということになるのですか、確認しておきます。

○柳 勝次議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時28分

再 開 午後 5時31分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 大変失礼しました。

公社と相手方が民間団体の場合には、公社そのものは非課税という形ですから、公社から民間団体に差し上げるものについては要らないわけで

すけれども、民間団体から公社のほうへのものは印紙が必要という形でございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 ほかには。

第3番、金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 基本協定書の件でございますけれども、基本協定書がすなわちこれ契約に準ずるというようなご説明がありましたのですが、基本契約等につきましては、口頭でも契約は成立するわけでございまして、これは議会の議決を経ると、議決が必要だということであるまでの仮基本協定書だと思います。私言うまでもなく工事請負契約等につきましては、通常の契約書であれば仕様書、設計図書等を添付してその内容に沿った工事をするということの、もとの書類をとじて契約書を締結するというのが基本だと思います。それでなければ、その契約の内容についての確認等お互いにできないということになるので、私はこの埼玉供給公社のほうで、向こうの標準仕様のほうで、改めて契約書が締結されるものと思います。

といいますのは、ここには保証規定が、一つの例として保証規定が何もありません。この工事について何年保証するのか、通常は、例えば半年後、1年後に検査をしますというような条項もあろうかと思います。大がかりな改修工事、新築でなくても改修工事の場合は通常そういう条項が入るのが常態でありますので、ここら辺、改めて議会の議決を経た段階で、契約書を交わされた埼玉県住宅供給公社と、果たして今言ったような内容での契約をされるのかどうかを確認をしておきたいと思います。当然埼玉供給公社と入札した業者の中でも、その工事請負契約についての契約等は締結されるものだと思います。ただ、あくまでも供給公社と嵐山町との契約でございますので、これについては、その内容に沿った契約を、私が先ほど申しましたような必要書類を添付して、つけて契約されるのが通常だと思いますので、ここら辺の確認をしたいと思います。

よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、当初申し上げましたように、まだ 公社等が、設計もまだ細かい点まではやっておりません。という形の中でご ざいまして、今議員さんのほうから仕様書という話も出たわけでございます けれども、先ほど来から申し上げておりますように、そういったものが確定し てくる段階で変更契約のほう結んでいくという形になろうかというふうに思っ ておりますので、その時点で考えていきたいというふうに考えております。 以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 責任の所在の関係で清水議員が質問して、町は関知できないという答弁だったので、ちょっと驚いているのですけれども、住宅供給公社が何らかの形で指名する業者を信頼するのでしょうけれども、公社が建てて問題起こしたという建物、たしか東京だったと思うのですよね、東京の多摩のほうで。やっぱり町の建物を建ててもらうのに、町がきっちり見ることができないということはちょっとまずいのではないかなと、こう思わざるを得ないのです。その点何らかの町が関与できるようなことはできないのか、ちょっとその辺、1点だけ伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 今の私の説明がちょっと悪かった点があったのかと思うのですけれども、責任の所在の中で、町が関与できないという、そういう意味ではございません。当然町が主体となってやっていくという形に、主体というのは、内容とか、そういう意味での主体。ただそれに沿って公社のほうで、工事の発注とかという形でいくわけでございますので、契約書のほうにも、一番最後の特約条項の中に、ちょっと言葉が薄いのですけれども、乙は協定の履行に際し、甲の要望事項を尊重するものとすると、こういう一項も入れさせていただいております。いろんな面でやはり町とお互いに協議してよりよい方向でいいものをつくっていくという考え方でおりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

第 12 番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 1点のみ質問させていただきます。

ただいまいろいろな説明あるいは質問等が出ていましたけれども、あくまでも別表の関係になってくると思うのですが、それと細部の説明等もございましたけれども、今回に関して、事業費そのものが8,300万ちょっとぐらいだということでしたけれども、それには先ほど10項目ぐらいの、代表的なものなのでしょうけれども、説明等いただきまして、改修的には48項目ですか、その程度ぐらいはあるというようなお話でした。そうしますと、これはあくまでも校舎を対象だというようなお話でした。それは門扉や何かも付随してくるということなのでしょうけれども、その中で金額的にも、最初の計画でいきますと5,000ちょっとぐらいかなというお話も出ていましたけれども、いろんなこ

とを、この際ですからしっかりと改修しましょうということでこういう金額が出てきたということだというふうには理解はしておりますけれども、そうしますと、これの以外ではまだ整備していかなくてはならないようなものがあるかなというふうに感じています。そういった中で、特にこれはどうしても費用組んでやっていかなくてはならない点はありますか、校舎以外に。駐車場ということに、私のほうから申し上げてはあれなのですけれども、すみません、その1点。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 先ほど来から申し上げております項目等につきましては、数回にわたりまして幼稚園のほうとの協議、それから、幼稚園の先生方と一緒に他町村の幼稚園も視察等もして、そういった中で選定をしてきた改修の内容等でございまして、そういった意味では、絶対的にないかということではないわけですけれども、ある程度包含しているというふうに、学校のほうの校舎の改修部分についてはある一定包含をしているというふうに私どもとしては理解しております。

それ以外はということでございますけれども、今議員さんのほうからもお話がありましたのですけれども、やはり駐車場が非常にないといったほうが正解かもしれません。送迎のバスも2台にしていかなくてはなりませんし、さらに園児も定員が 100 名になるわけでございまして、そういった意味では、駐車場が今後整備していかなければならないというふうなことになるかというふうに考えております。

以上です。

- ○柳 勝次議長 第 12 番、松本美子議員。
- ○12 番(松本美子議員) 駐車場の関係ですけれども、どのくらいの予定を しているのか、すみません、お尋ねさせてください。平米的には。
- ○柳 勝次議長 答弁を求めます。
 小林学務課長。

〇小林一好教育委員会学務課長 面積的なということでございますけれども、現在考えておりますのは、校舎の西側の、畑の部分を買うか借りるかというのはまたちょっと別な話として、おおむね 1,200 平米程度を考えていきたいと。それには、また通路も含めて、通路というのは、南側にいわゆる気遣い事業でやった特別教室棟があるわけでございますけれども、そちらへも車で行けるような形がいいかなということでございまして、そういった意味で駐車場、また通路含めておおむね 1,200 平米程度ぐらいを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

[「なし」と言う人あり]

〇**柳 勝次議長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 42 号議案 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

○柳 勝次議長 挙手全員。 よって、本案は可決されました。

◎請願の委員会付託

○柳 勝次議長 日程第 21、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました請願第1号 公共工事における賃金確保法制 定に関する意見書の提出に関する請願は、総務経済常任委員会に会議規 則第 92 条の規定により付託いたしますので、これをご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時44分

再 開 午後 5時48分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔何事か言う者あり〕

○柳 勝次議長 失礼しました。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時48分

再 開 午後 5時49分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎埼玉県後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙

〇柳 勝次議長 日程第 22、埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合 議員選挙を行います。

広域連合議会議員のうち町村議会議員から選出の議員に欠員が生じたため、今回選挙が行われることになりました。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第 33 条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後 期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思いますが、これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

候補者名簿は既に配付のとおりであります。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○柳 勝次議長 ただいま出席議員は 14 人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に長島邦夫議員、河井勝久議員及び川口浩史議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に長島邦夫議員、河井勝久議員及び川口浩史議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○柳 勝次議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○柳 勝次議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被 選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投票〕

○柳 勝次議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

長島邦夫議員、河井勝久議員及び川口浩史議員、立ち会いを願います。

[開票]

○柳 勝次議長 投票結果を報告いたします。

投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。 そのうち

有効投票 14票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

小坂 裕議員 9票

佐伯由恵議員 5票

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○**柳 勝次議長** 以上をもちまして埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙を終わります。

ご協力ありがとうございました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により6月4日は休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月4日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 6時05分)